

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日

2021年1月6日



各ファンドは、特化型運用を行います。

DIAM新興国ソブリンオープン 通貨選択シリーズ

<円コース><米ドルコース>

<豪ドルコース>

<南アフリカランドコース>

<ブラジルレアルコース>

<中国元コース>

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年1月5日に関東財務局長に提出しており、2021年1月6日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2020年10月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:16兆5,870億円
(2020年10月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの名称について>

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

正式名称	略称
DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>	<円コース>
DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>	<米ドルコース>
DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>	<豪ドルコース>
DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>	<南アフリカランドコース>
DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>	<ブラジルレアルコース>
DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>	<中国元コース>

◆上記各ファンドを総称して「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」または「ファンド」という場合があります。また、それぞれのファンドを「各ファンド」または「各コース」という場合があります。

<商品分類および属性区分>

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
<円コース> <米ドルコース> <豪ドルコース> <南アフリカランドコース> <ブラジルレアルコース> <中国元コース>	追加型	海 外	債 券

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
<円コース>	その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
<米ドルコース> <豪ドルコース> <南アフリカランドコース> <ブラジルレアルコース> <中国元コース>	その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 公債」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

『DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ』は、以下6本のコースで構成される投資信託です。
 <円コース>、<米ドルコース>、<豪ドルコース>、<南アフリカランドコース>、<ブラジルリアルコース>、<中国元コース>

1 主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等^(*))に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

- 各コースは外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等) (以下、「新興国ソブリン債」といいます。)に実質的な投資を行います。
- 外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

(*)各國政府および政府関係機関が発行するソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

2 為替変動リスクの異なる6コースの中から選択でき、その後のスイッチングも可能です。

- 各コース(<米ドルコース>を除く)が投資を行う外国投資信託においては、米ドルに対し各コースの取引対象通貨で為替取引^(*)を行います。
- 各コース(<円コース>を除く)の基準価額は、各コースの取引対象通貨の対円為替変動の影響を受けます。

(*)為替取引とは、保有資産通貨を売り予約し、取引対象通貨を買い予約する契約を結ぶことです。為替取引を行うと実質的に取引対象通貨を保有することと同様の効果があります。

※販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、各コース間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。なお、スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。



ファンドの目的・特色

3

毎月決算を行い、原則として収益分配を行うことを基本とします。

各コース(<米ドルコース>を除く)

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。
- 毎年1月および7月の決算時には、安定分配に加えて委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざす」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

上記注記の記載は2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものです。

<米ドルコース>^(*)

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。
- 毎年1月および7月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

(*)<米ドルコース>(2012年7月27日設定)の分配方針の記載は、2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものであり、実質的に他のコースの分配方針と異なるものではありません。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ファンドは「DIAMマネーマザーファンド」への投資も行います。

■外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案し決定します。

- 各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度^(*)が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
 - 各ファンドが実質的な主要投資対象とする米ドル建て新興国ソブリン債には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指標における一発行体当たりの構成割合をいいます。

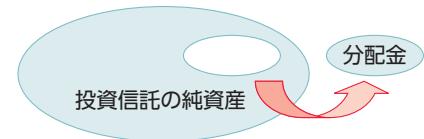


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

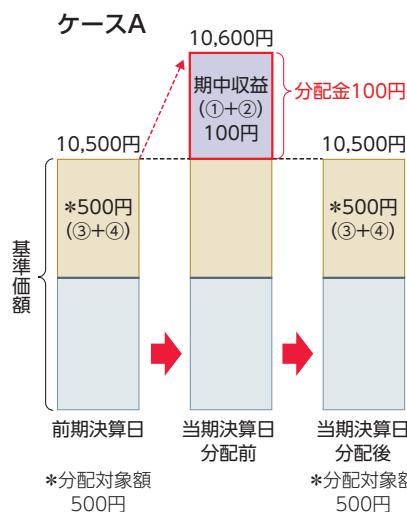
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

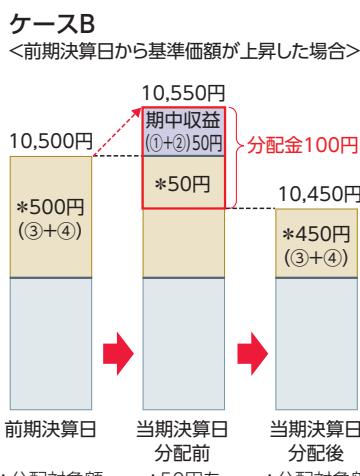
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

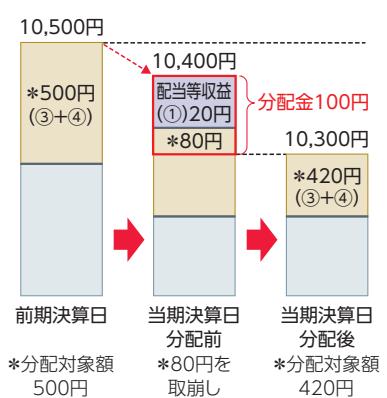
計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

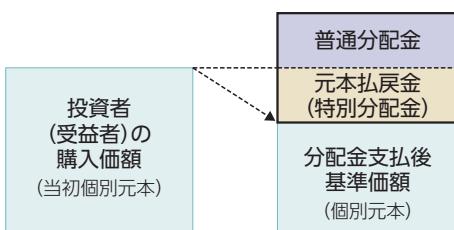
ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

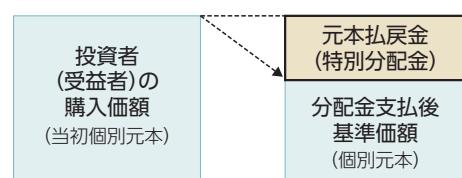
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

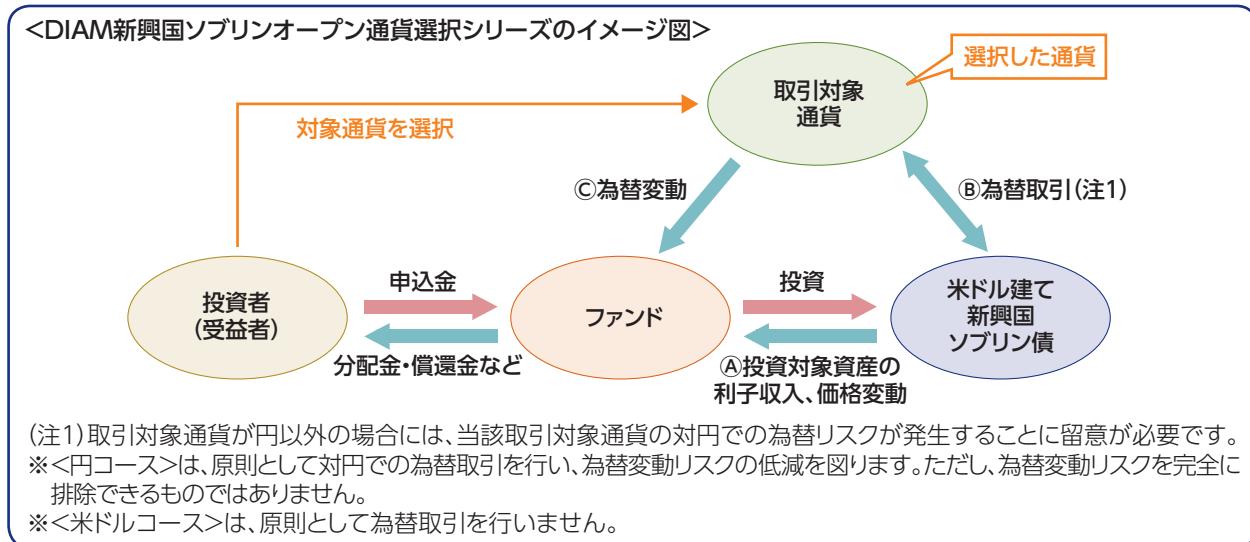
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

通貨選択型投資信託の収益／損失に関するご説明

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズの収益源としては、以下の3つの要素があげられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

①投資対象資産による収益(上図④部分)

- ・米ドル建て新興国ソブリン債が値上がりした場合や利子が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、米ドル建て新興国ソブリン債が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。
- ②為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)(上図⑤部分、<米ドルコース>除く)
- ・「選択した通貨」の短期金利が、「米ドル建て新興国ソブリン債の通貨」(米ドル)の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ※「選択した通貨」が新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③為替変動による収益(上図⑥部分、<円コース>除く)

- ・上図⑥部分とは異なり、上図⑥部分については対円での為替取引を行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

- これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

$$\text{収益の源泉} = \text{米ドル建て新興国ソブリン債の利子収入、値上がり/値下がり} + \text{為替取引によるプレミアム/コスト} + \text{為替差益/為替差損}$$

収益を得られる ケース	金利の低下 等 債券価格の上昇	取引対象通貨の短期金利 >米ドルの短期金利 プレミアム(金利差相当分の収益) の発生	円に対して取引対象通貨高 (円安) 為替差益の発生
損失やコストが 発生する ケース	債券価格の下落 金利の上昇 発行体の信用状況の悪化 等	コスト(金利差相当分の費用) の発生 取引対象通貨の短期金利 <米ドルの短期金利 ※<米ドルコース>を除きます。(注2)	円に対して取引対象通貨安 (円高) 為替差損の発生 ※<円コース>を除きます。(注3)

(注2)<米ドルコース>は、為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム/コストは発生しません。

(注3)<円コース>は、原則として対円での為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

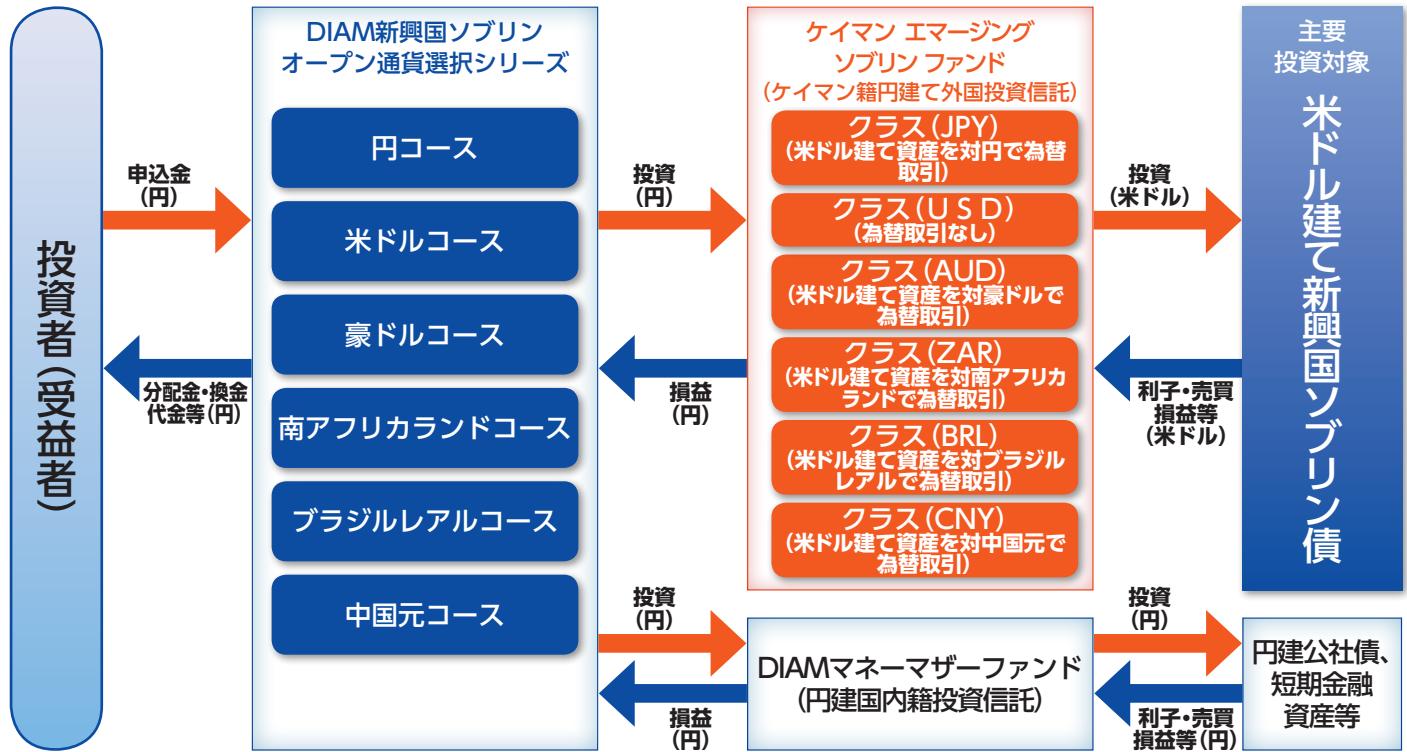
※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

各ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。



※各コースは、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド」の他に、「DIAMマネーマザーファンド」にも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

※各クラス名において、JPYは円、USDは米ドル、AUDは豪ドル、ZARは南アフリカランド、BRLはブラジルリアル、CNYは中国元を表しています。

■ 主な投資制限

■ 各ファンド

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの直接利用は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④1発行体等あたりの各ファンドの純資産総額に対する実質比率は、原則として、35%以内とします。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

■各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (JPY) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (USD) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (AUD) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (ZAR) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (BRL) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (CNY)
形態	ケイマン籍円建外国投資信託
投資方針および主要投資対象	<p>①主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等^(*))に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。</p> <p>(*)各國政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。</p> <p>②ポートフォリオの運用に関しては、新興国の米ドル建て国債の代表的指数である「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(米ドルベース・為替ヘッジなし)」をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざします。</p> <p>なお、ベンチマークは市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。</p> <p>③銘柄選定にあたっては、投資対象国のファンダメンタルズ分析や個別銘柄のバリュエーション分析等により決定します。</p> <p>④組入債券は、当初組入時において、S&PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がB-格もしくはB3格相当以上を取得している債券とします。</p> <p>⑤原則として、ポートフォリオの平均格付[*]はB-格相当以上とします。</p> <p>⑥原則として、ポートフォリオの平均デュレーションは、ベンチマークの平均デュレーションに対して±2年以内とします。</p> <p>⑦米ドル建て以外の資産への投資は、純資産総額の20%以内を基本とします。但し、この場合は原則として対米ドルで為替取引することとします。</p> <p>⑧有価証券先物取引、金利スワップ等のデリバティブ取引を活用する場合があります。</p> <p>⑨各クラスは、米ドルに対して各クラスの通貨で為替取引を行います(クラス(USD)を除く)。</p> <p>※平均格付とは、各組入債券にかかる信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託にかかる信用格付ではありません。</p>
関係法人	投資顧問会社:ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー 受託銀行:CIBC BANK AND TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED 管理事務代行会社:Mizuho Bank(USA) 保管銀行:Mizuho Bank(USA)
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.515%
その他の費用	ファンド設立にかかる費用、ファンドの管理報酬、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等

指数の著作権等

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

■ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの概要

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・リソーシズ・インク(ニューヨーク証券取引所上場)の100%子会社です。

同社は1971年の設立時より貫して債券運用に特化した米国の運用会社であり、長期的な視点に基づくファンダメンタルズ分析によるバリュエーションを重視した運用を行います。



ファンドの目的・特色

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産
投資態度	<p>①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関^(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>(*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。</p> <p>②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

■各コース共通

為替 リスク

各コース(<円コース>および<米ドルコース>を除く)

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として保有資産通貨(米ドル)を売り予約し、各コースの取引対象通貨を買い予約する為替取引を行います。しかし、米ドルの為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。くわえて各コースの取引対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。この場合、各コースの取引対象通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

また、為替取引においては、いずれのコースにおいてもコースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかるごとにご留意ください。

<円コース>

為替取引を行っても、円高による影響を完全には排除できません。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、為替取引においては、円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分のコストがかかるごとにご留意ください。

<米ドルコース>

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として為替取引を行いません。このため米ドルに対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

※<ブラジルレアルコース>、<中国元コース>については、為替取引を行うにあたり為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用します(2020年10月現在)。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待、当該国の資本規制や税制等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や金利市場から想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※外国為替市場の混乱等により為替予約取引やNDF取引が行えなくなった場合、コースの取引対象通貨の為替への投資ができなくなる等ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。特にNDF取引は為替予約取引に比べ当該国の資本規制や税制等の影響により流動性が乏しくなることがあるから、そのリスクが高くなります。

※NDF取引については、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。



投資リスク

金利リスク

金利の上昇(債券の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。各コースは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各コースが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあります。基準価額が下がる要因となります。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各コースが実質的に投資を行う通貨や債券の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

各コースにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。また、各ファンド間でのスイッチングのお取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

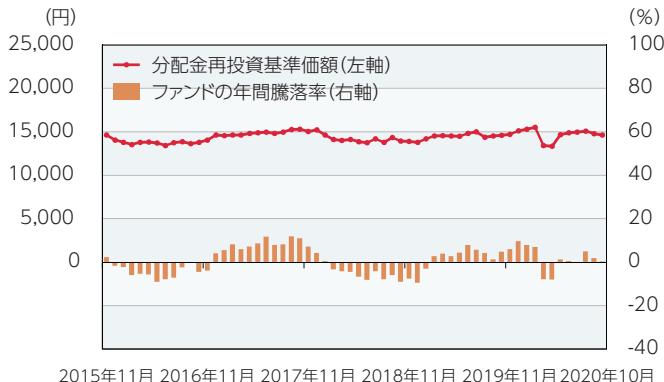
＜円コース＞



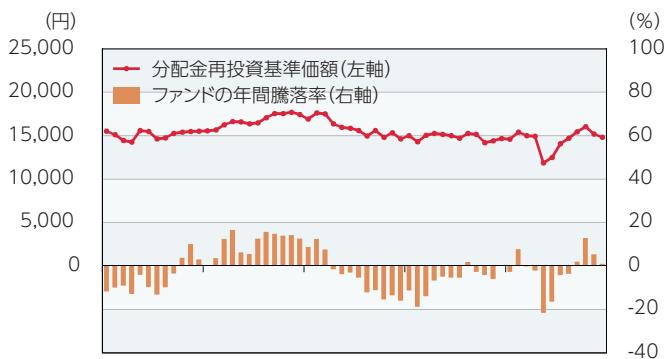
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



＜米ドルコース＞



＜豪ドルコース＞



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

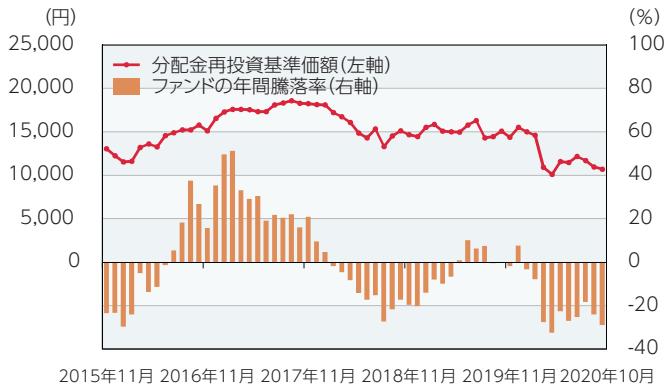
＜南アフリカランドコース＞



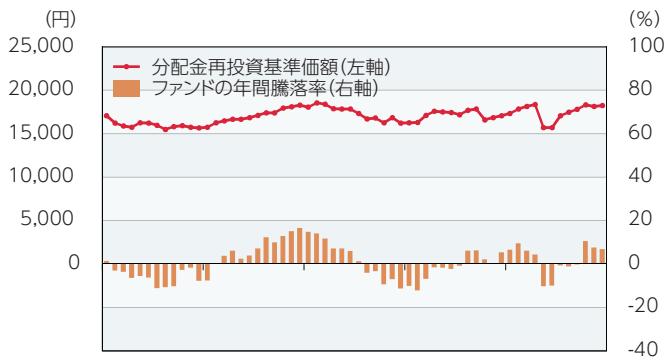
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



＜ブラジルレアルコース＞



＜中国元コース＞



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



投資リスク

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指數化したものです。同指標は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

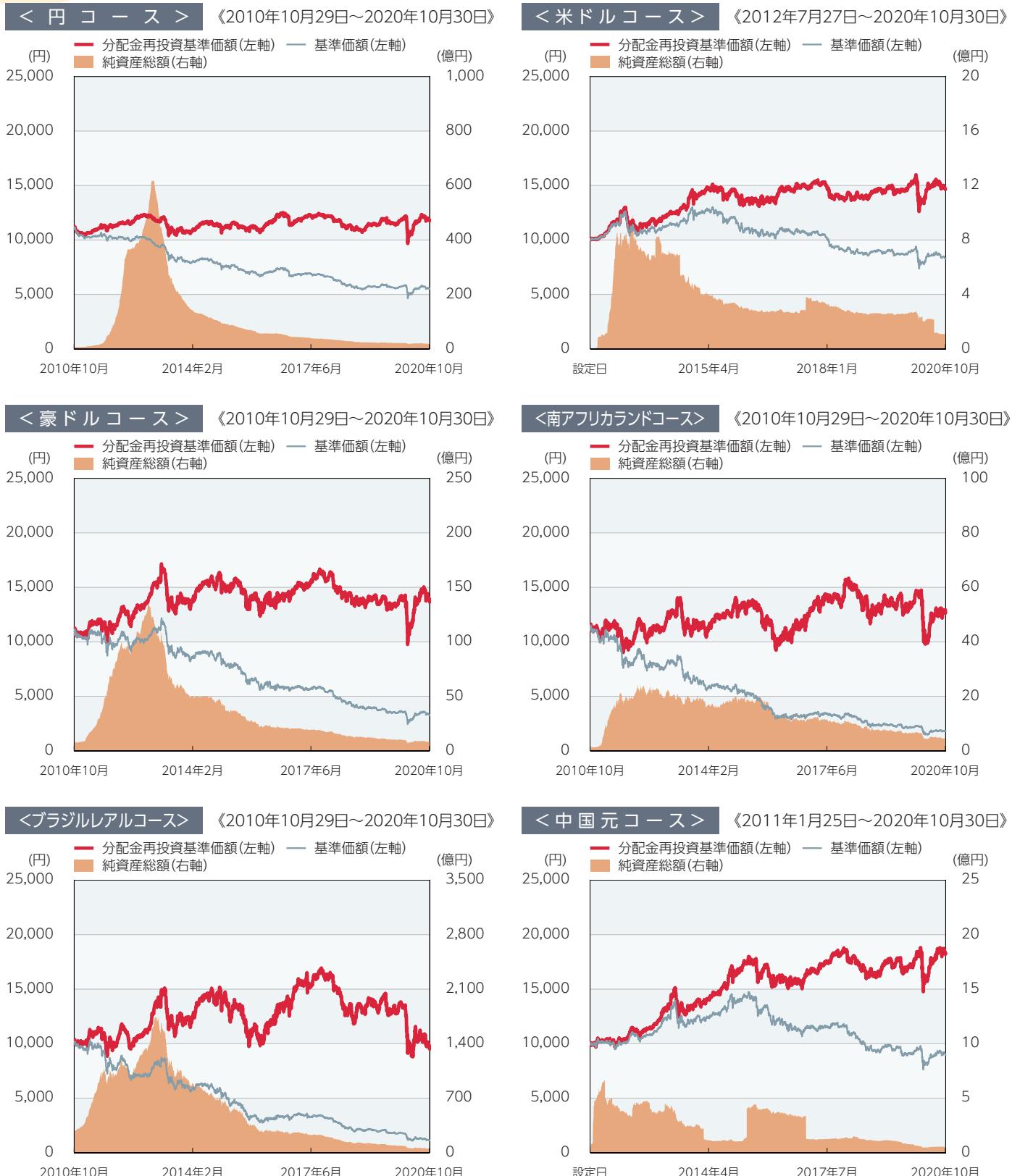
(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2020年10月30日

基準価額・純資産の推移



*基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

*<円コース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース>の分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しており、直近10年分を表示しております。

<米ドルコース>と<中国元コース>は設定日からの推移を表示しております。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:<円コース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース>2009年10月29日、<中国元コース>2011年1月25日、<米ドルコース>2012年7月27日)

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2020年10月30日

分配の推移(税引前)

※分配金は1万口当たりです。

	<円コース>	<米ドルコース>	<豪ドルコース>	<南アフリカランドコース>
2020年 6月		20円	40円	20円
2020年 7月		20円	40円	20円
2020年 8月		20円	40円	20円
2020年 9月		20円	40円	20円
2020年10月		20円	40円	20円
直近1年間累計		240円	480円	330円
設定来累計	6,570円	5,970円	11,240円	11,170円

	<ブラジルレアルコース>	<中国元コース>
2020年 6月	15円	60円
2020年 7月	15円	60円
2020年 8月	15円	60円
2020年 9月	15円	60円
2020年10月	15円	60円
直近1年間累計	240円	720円
設定来累計	11,830円	7,980円

主要な資産の状況

■DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<円コース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY)	98.00
2	DIAMマネーマザーファンド	0.05

<米ドルコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD)	92.69
2	DIAMマネーマザーファンド	0.01

<豪ドルコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD)	97.01
2	DIAMマネーマザーファンド	0.07

<南アフリカランドコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR)	96.48
2	DIAMマネーマザーファンド	0.02

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2020年10月30日

<ブラジルレアルコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL)	95.60
2	DIAMマネーマザーファンド	0.22

<中国元コース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)	92.35
2	DIAMマネーマザーファンド	0.29

■ケイマン エマージング ソブリン ファンド

※ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの月末データをもとに作成しています。

※比率はケイマン エマージング ソブリン ファンドの組入債券評価額に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	クーポン	償還日	比率(%)
1	ロシア国債	5.625%	2042/4/4	8.1
2	メキシコ国債	4.600%	2046/1/23	6.8
3	インドネシア国債	6.625%	2037/2/17	5.2
4	トルコ国債	4.250%	2026/4/14	4.8
5	ブラジル国債	5.000%	2045/1/27	4.3
6	メキシコ国債	4.750%	2044/3/8	4.0
7	南ア政府機関債(南ア電力)	6.350%	2028/8/10	3.9
8	インドネシア国債	4.750%	2047/7/18	3.8
9	ウクライナ国債	9.750%	2028/11/1	3.5
10	コロンビア国債	5.000%	2045/6/15	3.5

■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	9回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.9	2021/3/26	18.67
2	402回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2021/7/1	18.55
3	27回 政保地方公共団体金融機関債券	特殊債券	日本	1	2021/8/13	14.38
4	147回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1	2021/10/29	9.36
5	474回 名古屋市公募公債 10年	地方債証券	日本	1.31	2021/3/19	1.40
6	133回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.3	2021/4/30	0.47
7	137回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.2	2021/6/30	0.37

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

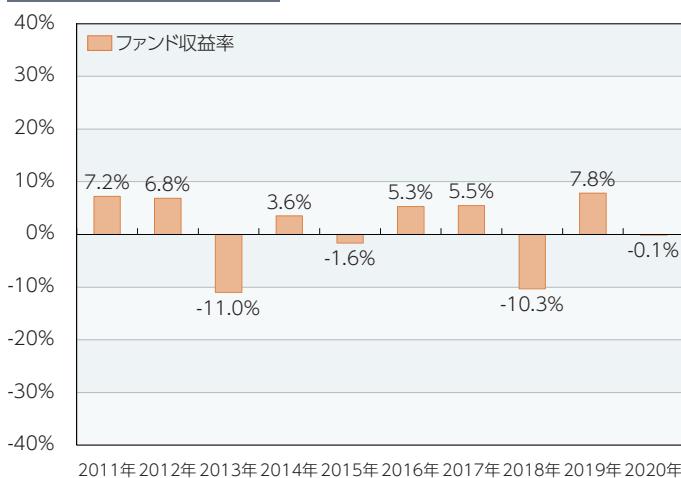


運用実績

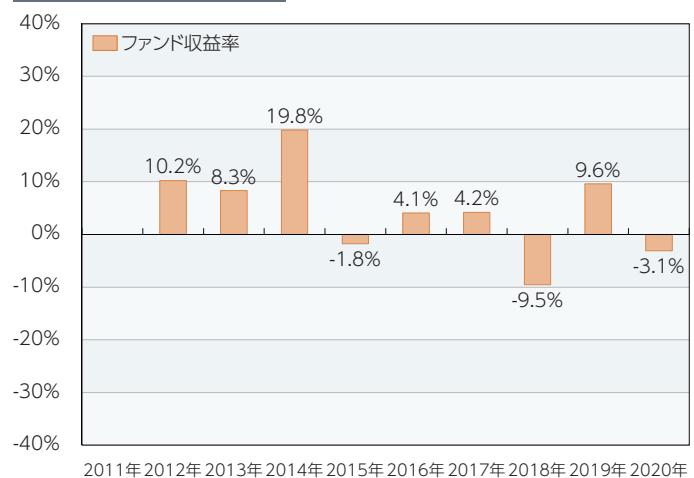
データの基準日:2020年10月30日

年間収益率の推移(暦年ベース)

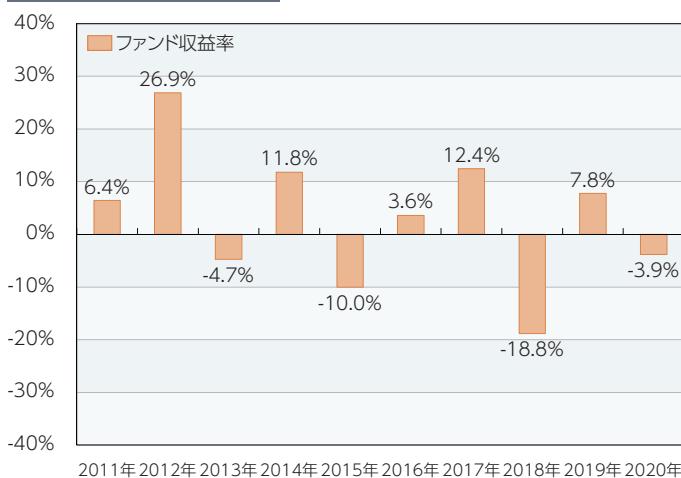
<円コース>



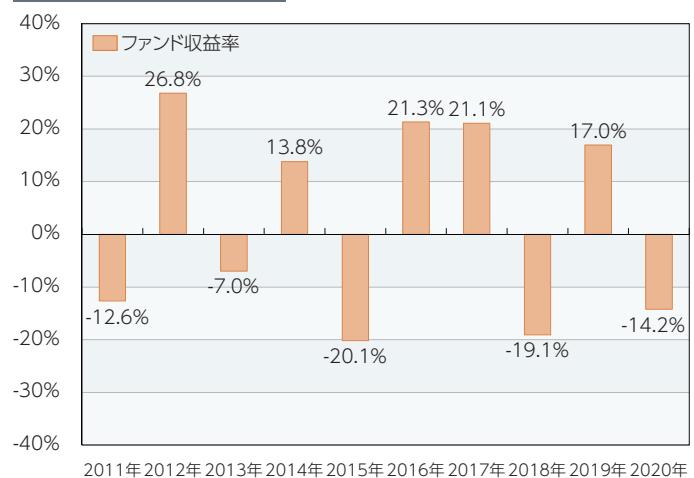
<米ドルコース>



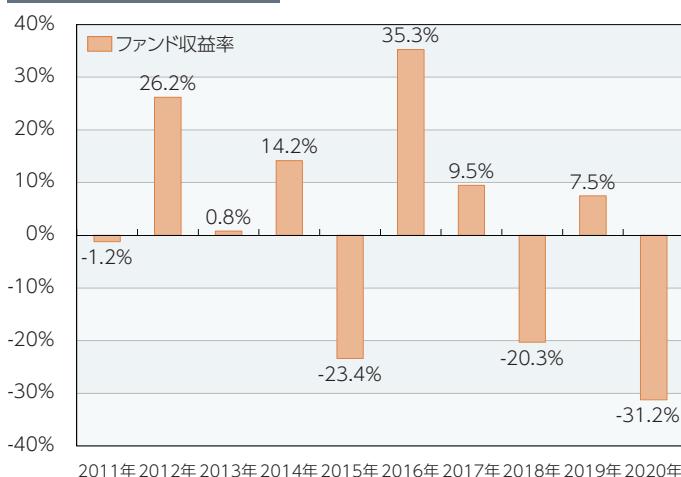
<豪ドルコース>



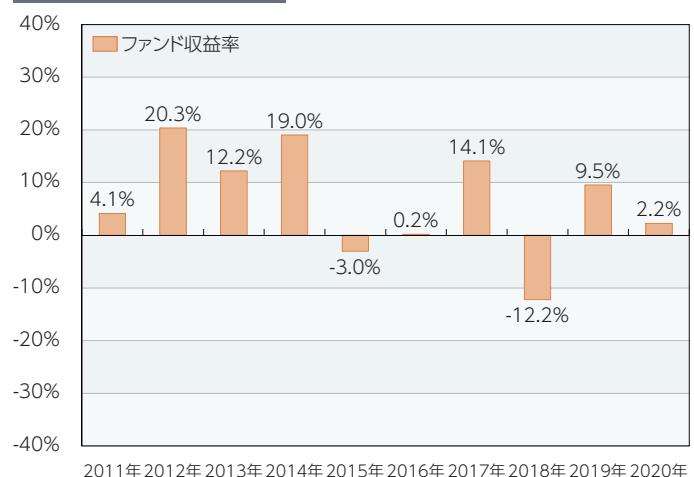
<南アフリカランドコース>



<ブラジルレアルコース>



<中国元コース>



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

<円コース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース><中国元コース>:2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

<中国元コース>:2011年は設定日から年末までの収益率、および2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

<米ドルコース>:2012年は設定日から年末までの収益率、および2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1□=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万□当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2021年1月6日から2021年7月5日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日 •ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2024年10月29日まで (2009年10月29日設定。ただし、<中国元コース>は2011年1月25日設定、<米ドルコース>は2012年7月27日設定。)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 •各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合。 •各ファンドにおいて受益権の□数が10億□を下回ることとなった場合。 •受益者のために有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。



手続・手数料等

決 算 日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	4月、10月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。 スイッチングとは、すでに保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの購入の申込みを行うことをいい、ファンドの換金代金が購入代金に充当されます。 スイッチングの際には、ご換金時の費用(信託財産留保額)がかかるほか、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※販売会社によってはスイッチングのお取扱いをしない場合がありますのでご留意ください。 スイッチングのお取扱い等、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
そ の 他	販売会社によっては一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155% (税抜1.05%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、 毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
		支払先 内訳(税抜) 主な役務
		委託会社 年率0.42% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価
		販売会社 年率0.60% 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		受託会社 年率0.03% 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率0.515%程度	
	実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.67% (税抜1.565%) (概算) 上記は各ファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組入れた状態を想定しています。
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 信託事務の処理に要する諸費用 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 投資対象とする外国投資信託においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。 これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年10月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引について

為替予約取引とNDF取引

為替取引を行うにあたり、通常は「為替予約取引」を用います。

しかし、一部の新興国通貨では……
(中国元、ブラジルレアル、インドルピー、
インドネシアルピアなど)

「為替予約取引」ができません。

そこで

NDF取引を活用

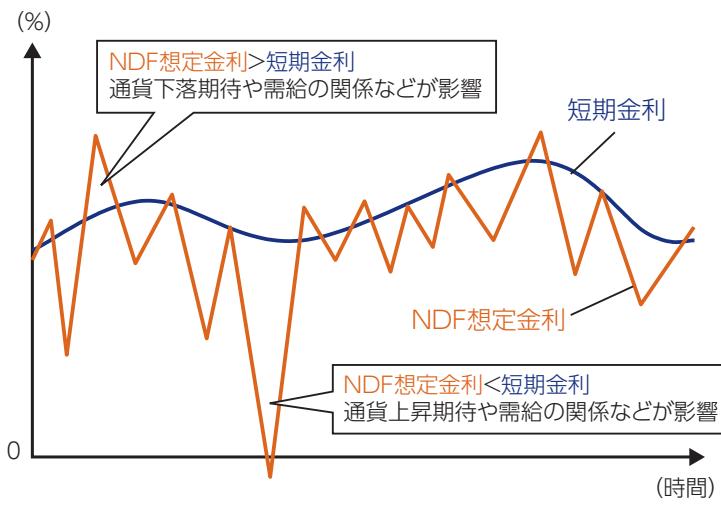
【理由】

為替市場が未成熟であったり、当局が国外での自国通貨の流通を制限しているなどの理由で、本国以外で多額の当該通貨の保有、調達、決済などが難しいためです。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは

- 直物為替先渡取引の一種です。主に金融機関との相対取引で、当該通貨の受渡しが発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済を行います。
- 通常の為替予約取引と比べ、取引参加者が少ないと、当局による金融・資本市場における制約などから、金利裁定(割高や割安を是正する市場のメカニズム)が働きにくいためでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

<NDF想定金利と短期金利が乖離する例(イメージ)>



NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)は、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の減少やコスト(金利差相当分の費用)の発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

※左記は、イメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

- 外国為替市場の混乱等によりNDFが利用できなくなった場合には、選択した通貨への投資ができなくなるなどファンドの運用方針に沿った運用ができなくなるリスクもあります。同様のことが通常の為替予約取引についてもいえますが、特にNDFは為替予約取引に比べて流動性が乏しくなることがあるため、そのリスクが高くなります。

※上記の要因以外でも、投資対象資産の通貨の短期金利が上昇した場合は、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が減少したり、コスト(金利差相当分の費用)が生じる可能性があります。

※上記は、NDF取引や為替市場に関する説明の一部であり、NDF取引および為替市場についてすべてを網羅したものではありません。
(出所:各種情報に基づき委託会社作成)



使用開始日
2021年1月6日

各ファンドは、特化型運用を行います。

DIAM新興国ソブリンオープン 通貨選択シリーズ

<円コース><米ドルコース>
<豪ドルコース><南アフリカランドコース>
<ブラジルレアルコース><中国元コース>

追加型投信／海外／債券

■この目論見書により行う「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年1月5日に関東財務局長に提出しており、2021年1月6日にその効力が生じております。

■「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <http://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメント0ne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 菅野 晓
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第 1 【ファンドの状況】	5
第 2 【管理及び運営】	65
第 3 【ファンドの経理状況】	73
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	139
第三部 【委託会社等の情報】	141
第 1 【委託会社等の概況】	141
約款	186

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>
- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>
- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>
- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

(以上を総称して「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」または「各コース」という場合があります。また、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>」は「円コース」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>」は「米ドルコース」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>」は「豪ドルコース」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>」は「南アフリカランドコース」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>」は「ブラジルレアルコース」、「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>」は「中国元コース」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（5）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

（7）【申込期間】

継続申込期間：2021年1月6日から2021年7月5日まで

※取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付は行いません。

なお、販売会社によっては「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜スイッチング＞

「D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金が購入代金に充当されます。

スイッチングの際には、ご解約時の費用（信託財産留保額）がかかるほか、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社によってはスイッチングのお取扱いをしない場合がありますのでご留意ください。

スイッチングのお取扱い等、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①各ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
- ②各ファンドは、それぞれ以下の外国投資信託と「D IAMマネーマザーファンド」を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

各ファンドの名称	投資対象となる外国投資信託					
円コース	ケイマン	エマージング	ソブリン	ファンド	クラス	(JPY)
米ドルコース	ケイマン	エマージング	ソブリン	ファンド	クラス	(USD)
豪ドルコース	ケイマン	エマージング	ソブリン	ファンド	クラス	(AUD)
南アフリカランドコース	ケイマン	エマージング	ソブリン	ファンド	クラス	(ZAR)
ブラジルレアルコース	ケイマン	エマージング	ソブリン	ファンド	クラス	(BRL)
中国元コース	ケイマン	エマージング	ソブリン	ファンド	クラス	(CNY)

※各クラス名において、JPYは円、USDは米ドル、AUDは豪ドル、ZARは南アフリカランド、BRLはブラジルレアル、CNYは中国元を表しています。

- ③各ファンドの信託金限度額は、各々2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

『DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ』は、以下6本のコースで構成される投資信託です。
<円コース>、<米ドルコース>、<豪ドルコース>、<南アフリカランドコース>、<ブラジルレアルコース>、<中国元コース>

1 主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等^(*))に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

- 各コースは外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等)(以下、「新興国ソブリン債」といいます。)に実質的な投資を行います。
- 外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

(*)各国政府および政府関係機関が発行するソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

2 為替変動リスクの異なる6コースの中から選択でき、その後のスイッチングも可能です。

- 各コース(<米ドルコース>を除く)が投資を行う外国投資信託においては、米ドルに対し各コースの取引対象通貨で為替取引^(*)を行います。

- 各コース(<円コース>を除く)の基準価額は、各コースの取引対象通貨の対円為替変動の影響を受けます。

(*)為替取引とは、保有資産通貨を売り予約し、取引対象通貨を買い予約する契約を結ぶことです。為替取引を行うと実質的に取引対象通貨を保有することと同様の効果があります。

※販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、各コース間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。なお、スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

3 毎月決算を行い、原則として収益分配を行うことを基本とします。

各コース(<米ドルコース>を除く)

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心 安定分配をめざします。

- 毎年1月および7月の決算時には、安定分配に加えて委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として利子配当等収益等を中心 安定分配をめざす」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

上記注記の記載は2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものです。

<米ドルコース>^(*)

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心 分配を行います。

- 毎年1月および7月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

(*)<米ドルコース>(2012年7月27日設定)の分配方針の記載は、2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものであり、実質的に他のコースの分配方針と異なるものではありません。

・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ファンドは「DIAMマネーマザーファンド」への投資も行います。

■外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案し決定します。

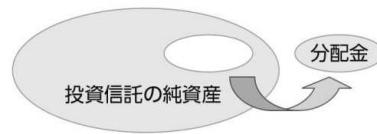
- ・各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度^(*)が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ・各ファンドが実質的に主要投資対象とする米ドル建て新興国ソブリン債には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

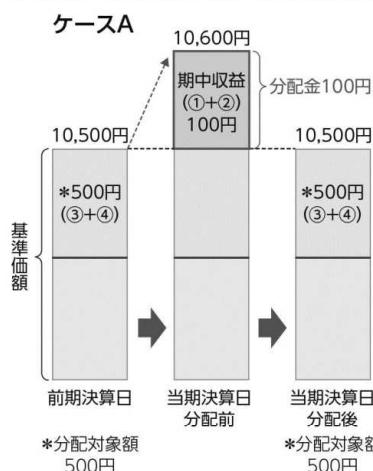
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

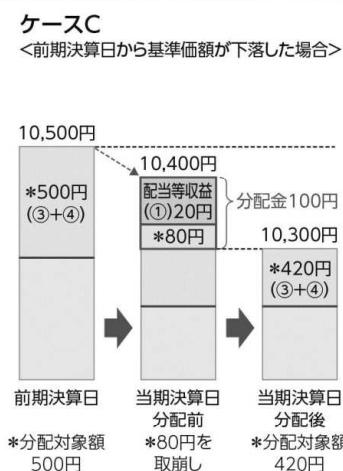
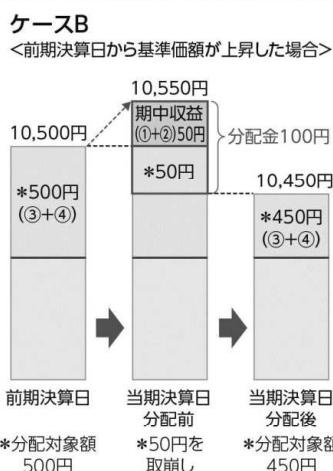
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

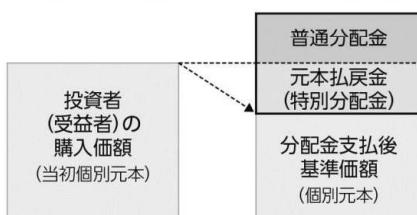
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

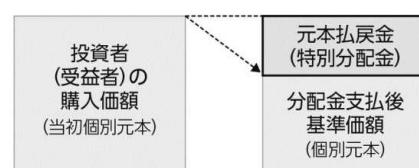
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

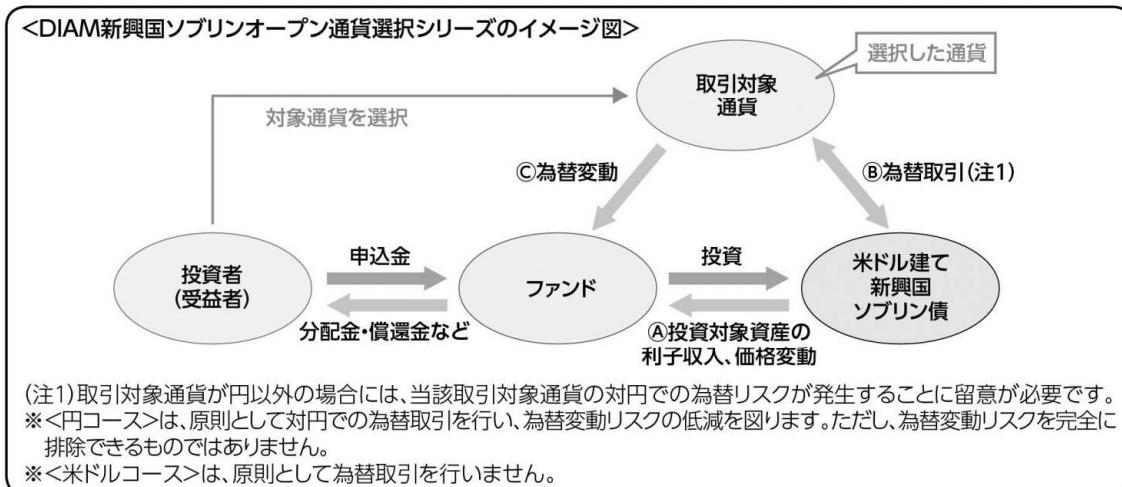


普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型投資信託の収益／損失に関するご説明

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズの収益源としては、以下の3つの要素があげられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

①投資対象資産による収益(上図③部分)

- ・米ドル建て新興国ソブリン債が値上がりした場合や利子が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、米ドル建て新興国ソブリン債が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

②為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)(上図②部分、<米ドルコース>除く)

- ・「選択した通貨」の短期金利が、「米ドル建て新興国ソブリン債の通貨」(米ドル)の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。

- ・逆に、「選択した通貨」の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

※「選択した通貨」が新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③為替変動による収益(上図④部分、<円コース>除く)

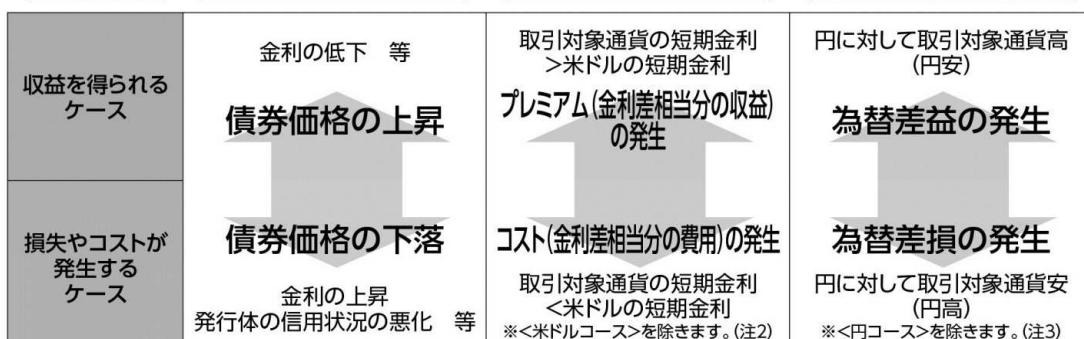
- ・上図②部分とは異なり、上図④部分については対円での為替取引を行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。

- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。

- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

- これまで説明しました内容についてまとめると、以下のようになります。

$$\text{収益の源泉} = \text{米ドル建て新興国ソブリン債の利子収入、値上がり/値下がり} + \text{為替取引によるプレミアム/コスト} + \text{為替差益/為替差損}$$



(注2)<米ドルコース>は、為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム/コストは発生しません。

(注3)<円コース>は、原則として対円での為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

○商品分類表

各ファンド

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

<円コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回			
債券		北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

<米ドルコース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース>

<中国元コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回			
債券		北米	ファミリー ファンド	あり ()
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載

しております。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券 公債））に分類されます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

<円コース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース>

2009年10月29日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

<中国元コース>

2011年1月25日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

<米ドルコース>

2012年7月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

各コース共通

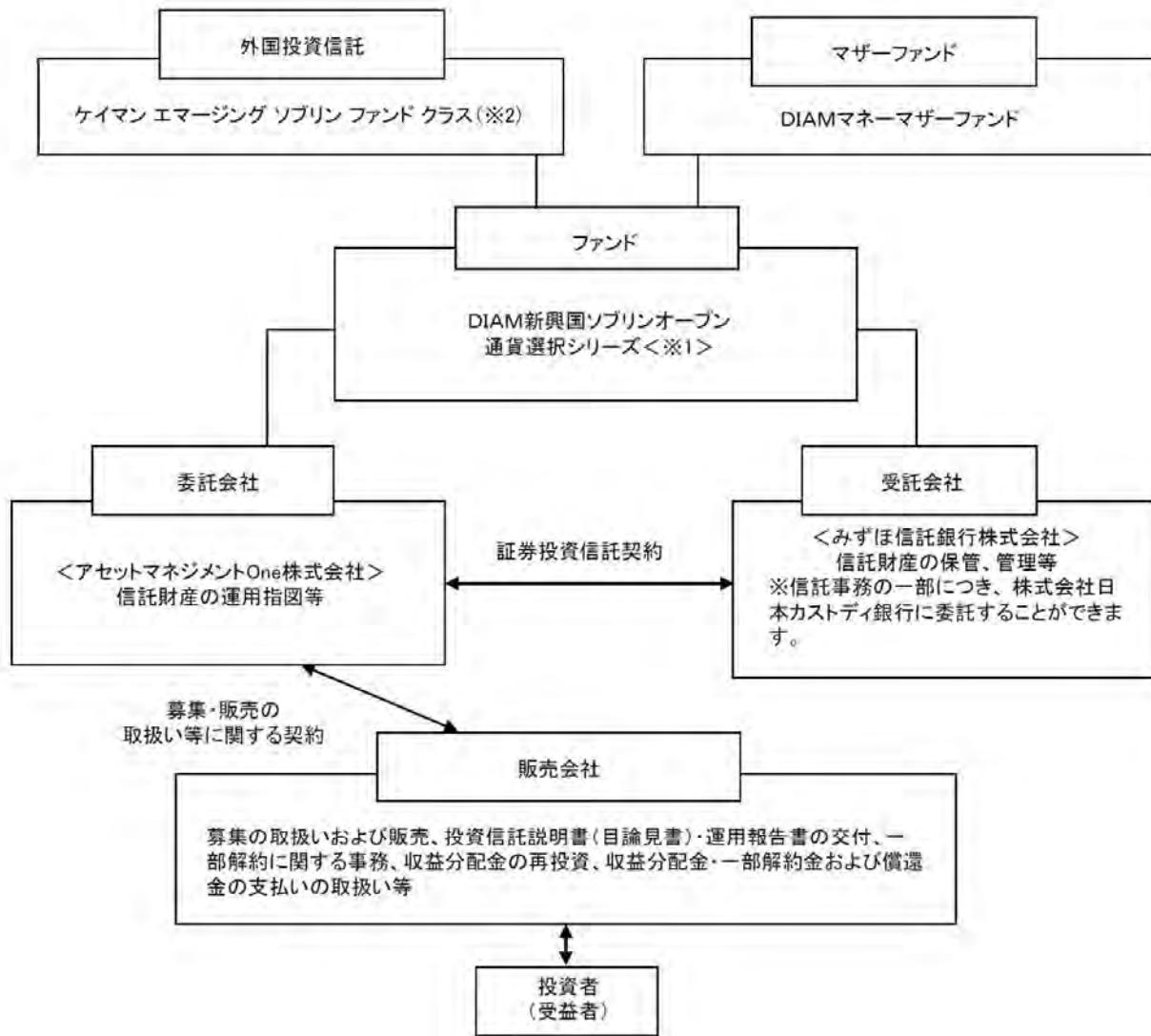
2018年7月6日 信託期間を2024年10月29日までに変更（当初は2019年10月29日まで）

(3) 【ファンドの仕組み】

各ファンド

(注)以下の図表中※1、※2については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

※1	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	南アフリカ ランドコース	ブラジル レアルコース	中国元コース
※2	J P Y	U S D	A U D	Z A R	B R L	C N Y



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- 「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

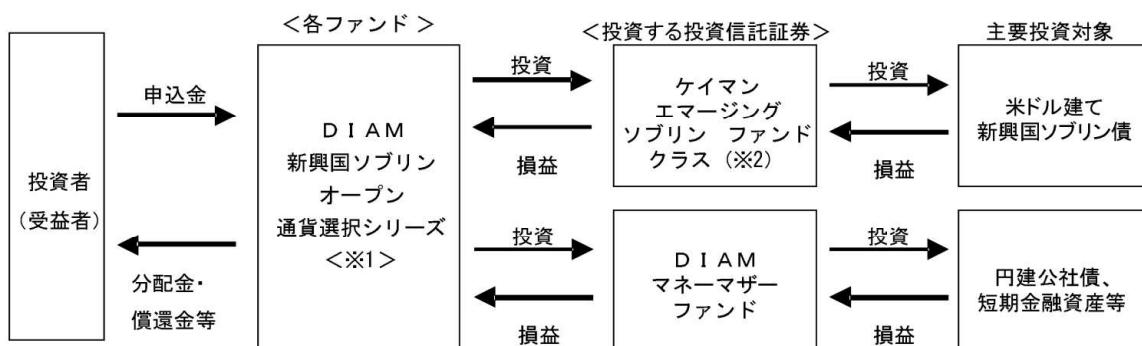
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

● 「ファンド・オブ・ファンズ方式」の仕組み●

(注)以下の図表中※1、※2については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

※1	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	南アフリカ ランドコース	ブラジル レアルコース	中国元コース
※2	JPY	USD	AUD	ZAR	BRL	CNY



※各コースは、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド」の他に、「DIAMマネーマザーファンド」にも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円 (2020年10月30日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 D IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2020年10月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

<投資対象>

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス^(※1)」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

● 上記（※1）は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

円コース	J P Y
米ドルコース	U S D
豪ドルコース	A U D
南アフリカランドコース	Z A R
ブラジルレアルコース	B R L
中国元コース	C N Y

<投資態度>

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等（*））に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

（*）各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

①主として円建ての外国投資信託^(※2)への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案し決定します。

②外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

(注) 資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

- 上記(※2)は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

円コース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (JPY)
米ドルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (USD)
豪ドルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (AUD)
南アフリカランドコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (ZAR)
ブラジルレアルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (BRL)
中国元コース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (CNY)

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託である^(※)の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(注) 上記 (※) は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

円コース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (JPY)
米ドルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (USD)
豪ドルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (AUD)
南アフリカランドコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (ZAR)
ブラジルレアルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (BRL)
中国元コース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (CNY)

③運用の指図範囲等 (約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考) 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (JPY) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (USD) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (AUD) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (ZAR) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (BRL) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (CNY)
形態	ケイマン籍円建外国投資信託
投資方針 および主要 投資対象	<p>① 主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等^(*))に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。</p> <p>(*) 各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。</p> <p>② ポートフォリオの運用に関しては、新興国の米ドル建て国債の代表的指数である「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(米ドルベース・為替ヘッジなし)」をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざします。</p> <p>なお、ベンチマークは市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。</p> <p>③ 銘柄選定にあたっては、投資対象国のファンダメンタルズ分析や個別銘柄のバリュエーション分析等により決定します。</p> <p>④ 組入債券は、当初組入時において、S&PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がB-格もしくはB3格相当以上を取得している債券とします。</p>

	<p>⑤ 原則として、ポートフォリオの平均格付※はB一格相当以上とします。</p> <p>⑥ 原則として、ポートフォリオの平均デュレーションは、ベンチマークの平均デュレーションに対して±2年以内とします。</p> <p>⑦ 米ドル建て以外の資産への投資は、純資産総額の20%以内を基本とします。但し、この場合は原則として対米ドルで為替取引することとします。</p> <p>⑧ 有価証券先物取引、金利スワップ等のデリバティブ取引を活用する場合があります。</p> <p>⑨ 各クラスは、米ドルに対して各クラスの通貨で為替取引を行います（クラス（USD）を除く）。</p> <p>※平均格付とは、各組入債券にかかる信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託にかかる信用格付ではありません。</p>
運用プロセス	<p>* USDクラスを除いて、各クラスは、米ドルに対して各クラスの通貨で為替取引を行います。</p> <p>※上記は2020年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
決算日	毎年12月31日
関係法人	<p>投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー 受託銀行：CIBC BANK AND TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED 管理事務代行会社：Mizuho Bank (USA) 保管銀行：Mizuho Bank (USA)</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率0.515%
その他の費用	ファンド設立にかかる費用、ファンドの管理報酬、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等
収益分配方針	原則として、投資顧問会社の指図に基づき毎月分配を行います。
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (JPY) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (AUD)

設定日	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (Z A R)
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (B R L)
	2009年10月8日
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (C N Y)
	2010年12月30日
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (U S D)
	2012年7月13日

指標の著作権等

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

＜ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの概要＞

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所上場）の100%子会社です。

同社は1971年の設立時より一貫して債券運用に特化した米国の運用会社であり、長期的な視点に基づくファンダメンタルズ分析によるバリュエーションを重視した運用を行います。

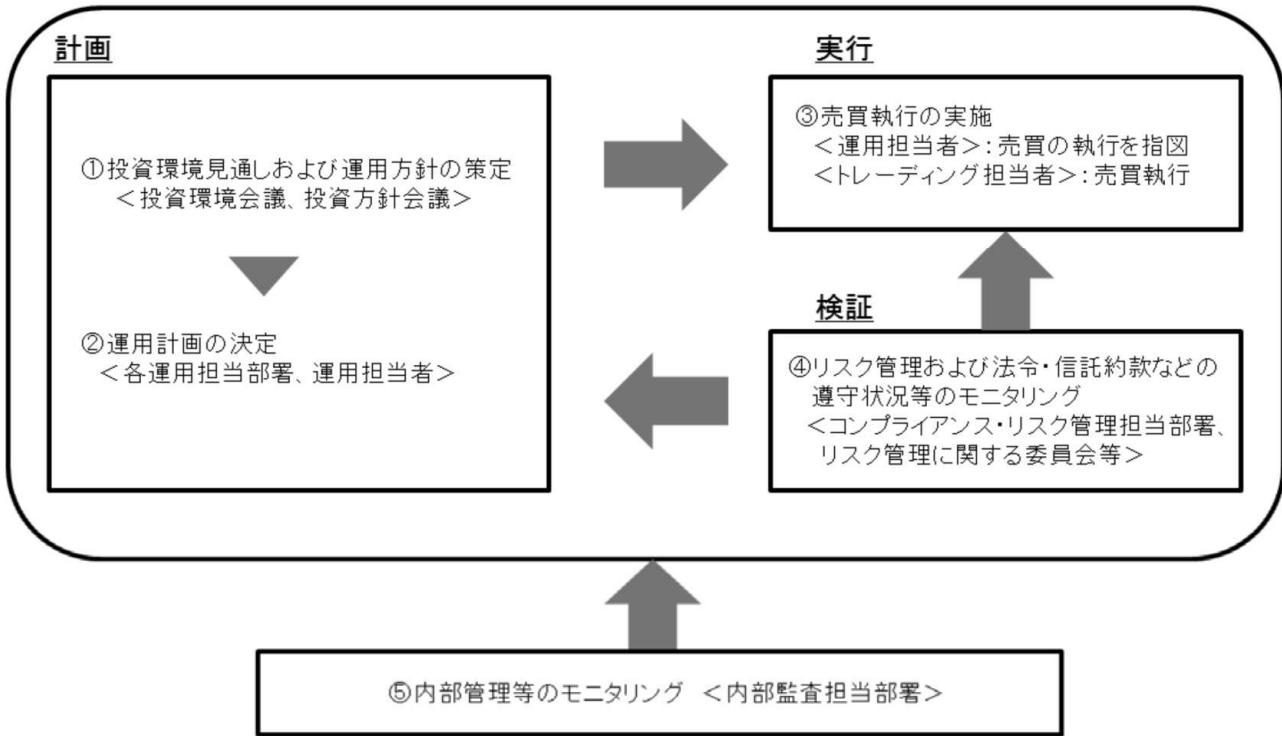
ファンド名	D I A Mマネーマザーファンド
形態	国内籍 契約型証券投資信託
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにC D、C P、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関^(*)の長期発行体格付（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がA A-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のC D、C Pを主要投資対象とします。</p> <p>(*) 主要格付機関とは、R & I、J C R、M o o d y' s、S & Pとします。</p> <p>② 国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>③ ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p> <p>④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p>
運用プロセス	マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します（トップダウンアプローチ）。

主な投資制限	① 株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。
	② 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	③ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	⑤ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	⑥ 外貨建て資産への投資は行いません。
	⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
	⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャヤー、債券等エクスポートジャヤおよびデリバティブ等エクスポートジャヤの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
申込手数料	ありません。
信託期間	無期限
決算日	毎年4月5日（休業日の場合は翌営業日。）
信託報酬	信託報酬はかかりません。
信託設定日	2009年10月29日
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
受託銀行	みずほ信託銀行株式会社

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2020年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

1 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

◇各コース（<米ドルコース>を除く）

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、安定分配に加えて委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざす」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

◇<米ドルコース>

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

3) 留保利益の運用方針

留保利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2 収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2) 上記1. および2. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

3 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ②デリバティブの直接利用は行いません。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ④非株式割合については制限を設けません。 （約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合に

は、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

⑥資金の借入れ（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

各コース共通

《基準価額の主な変動要因》

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○為替リスク

◇各コース（<円コース>および<米ドルコース>を除く）

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として保有資産通貨（米ドル）を売り予約し、各コースの取引対象通貨を買い予約する為替取引を行います。しかし、米ドルの為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。くわえて各コースの取引対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。この場合、各コースの取引対象通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

また、為替取引においては、いずれのコースにおいてもコースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかるご留意ください。

◇<円コース>

為替取引を行っても、円高による影響を完全には排除できません。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、為替取引においては、円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分のコストがかかるご留意ください。

◇<米ドルコース>

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として為替取引を行いません。このため米ドルに対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

※<ブラジルレアルコース>、<中国元コース>については、為替取引を行うにあたり為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用します（2020年10月現在）。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待、当該国の資本規制や税制等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や金利市場から想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※外国為替市場の混乱等により為替予約取引やNDF取引が行えなくなった場合、コースの取引対象通貨の為替への投資ができなくなる等ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。特にNDF取引は為替予約取引に比べ当該国の資本規制や税制等の影響により流動性が乏しくなることがあることから、そのリスクが高くなります。

※NDF取引については、後掲《その他の留意点》の「NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）取引について」をご参照ください。

○金利リスク

金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。各コースは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各コースが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあります。基準価額が下がる要因となります。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各コースが実質的に投資を行う通貨や債券の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

各コースにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

○各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○各ファンドが各々投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合は、当該各ファンドは繰上償還する場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができます。

○各ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの際には、ご解約時の費用（信託財産留保額）がかかるほか、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

※販売会社によってはスイッチングのお取扱いをしない場合がありますのでご留意ください。スイッチングのお取扱い等、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○販売会社によっては「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引について

為替予約取引とNDF取引

為替取引を行うにあたり、通常は「為替予約取引」を用います。

しかし、一部の新興国通貨では……

(中国元、ブラジルレアル、インドルピー、
インドネシアルピアなど)

「為替予約取引」ができません。

そこで

NDF取引を活用

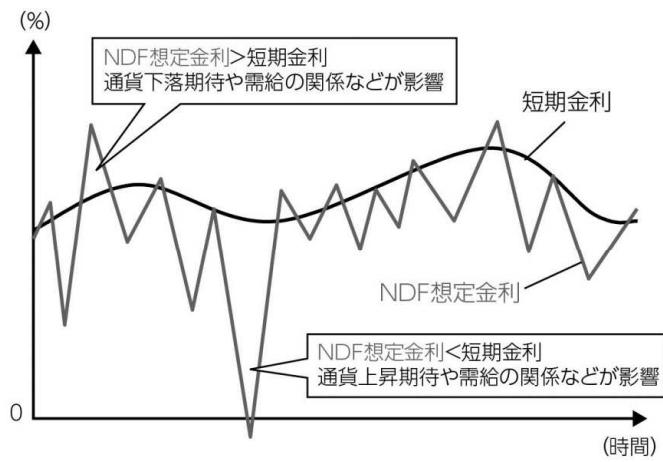
【理由】

為替市場が未成熟であったり、当局が国外での自国通貨の流通を制限しているなどの理由で、本国以外で多額の当該通貨の保有、調達、決済などが難しいためです。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは

- 直物為替先渡取引の一種です。主に金融機関との相対取引で、当該通貨の受渡しが発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済を行います。
- 通常の為替予約取引と比べ、取引参加者が少ないと、当局による金融・資本市場における制約などから、金利裁定(割高や割安を是正する市場のメカニズム)が働きにくいためでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けたことがあります。そのため、NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

<NDF想定金利と短期金利が乖離する例(イメージ)>



NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)は、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の減少やコスト(金利差相当分の費用)の発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

※左記は、イメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

- 外国為替市場の混乱等によりNDFが利用できなくなった場合には、選択した通貨への投資ができなくなるなどファンデの運用方針に沿った運用ができなくなるリスクもあります。同様のことが通常の為替予約取引についてもいえますが、特にNDFは為替予約取引に比べて流動性が乏しくなることがあるため、そのリスクが高くなります。

※上記の要因以外でも、投資対象資産の通貨の短期金利が上昇した場合は、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が減少したり、コスト(金利差相当分の費用)が生じる可能性があります。

※上記は、NDF取引や為替市場に関する説明の一部であり、NDF取引および為替市場についてすべてを網羅したものではありません。
(出所:各種情報に基づき委託会社作成)

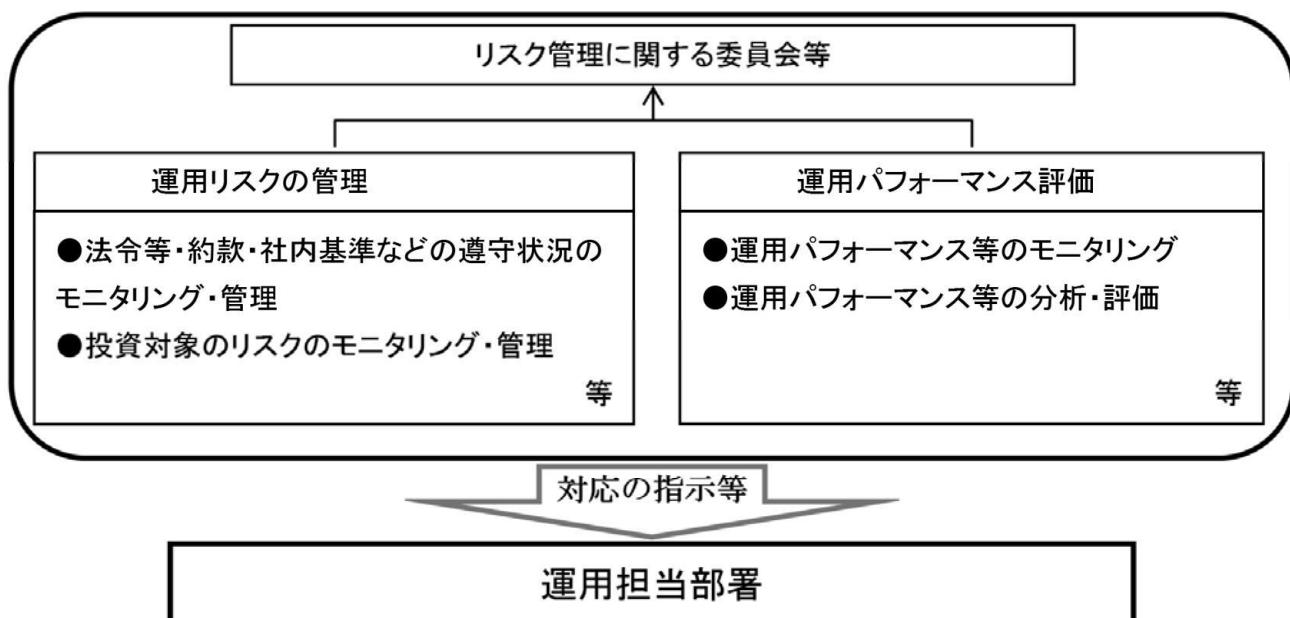
・注意事項

- イ. ファンドは、投資信託証券等の値動きのある有価証券（実質的に外貨建資産へ投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

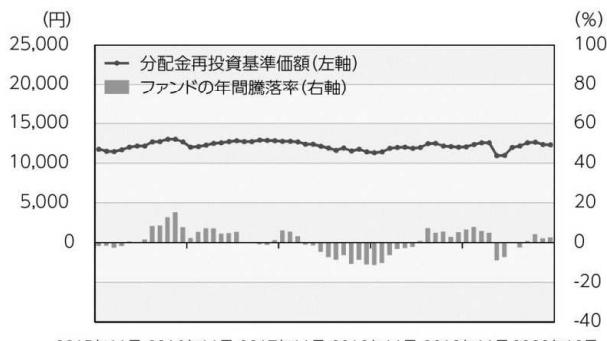


※リスク管理体制は2020年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

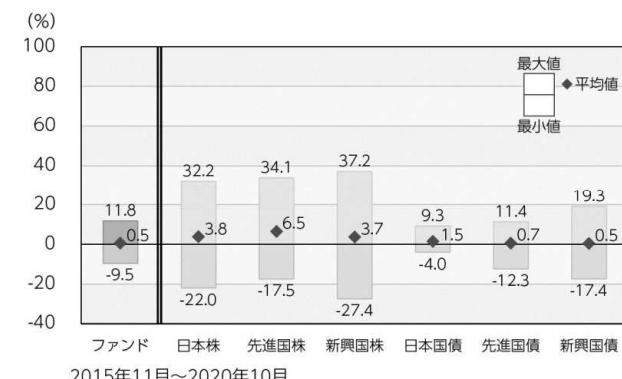
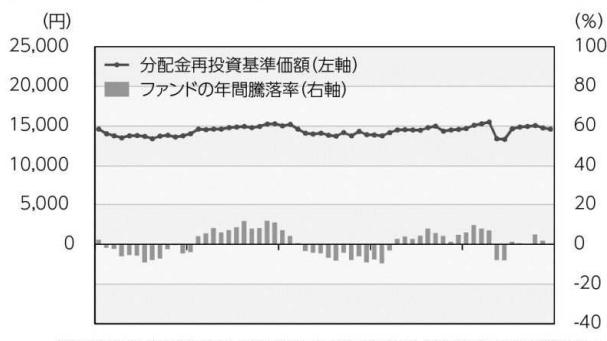
<円コース>



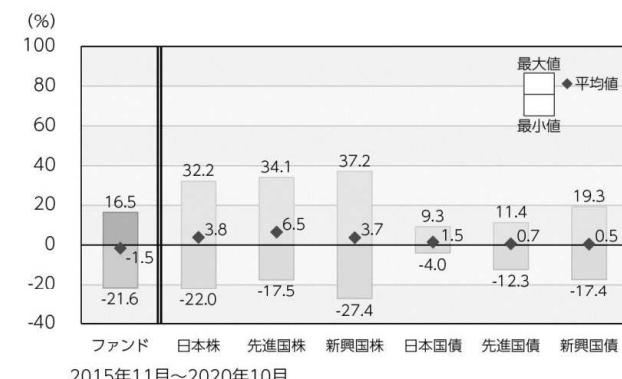
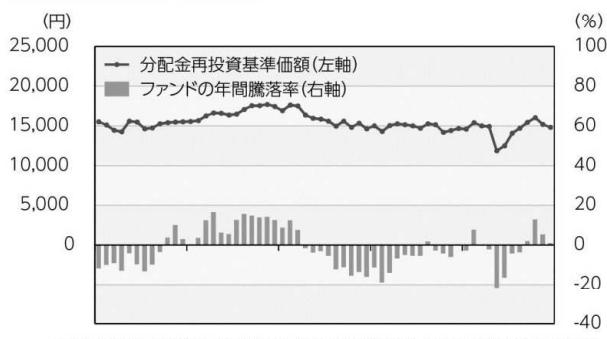
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



<米ドルコース>



<豪ドルコース>



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

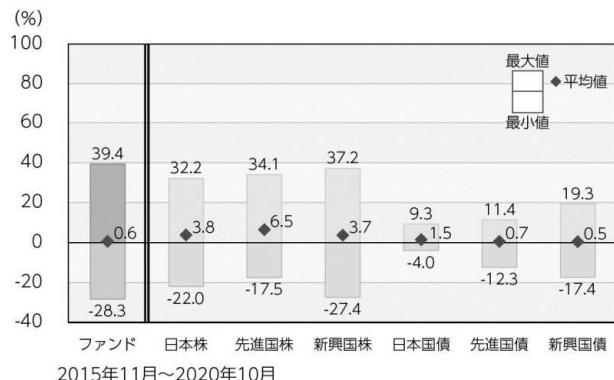
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

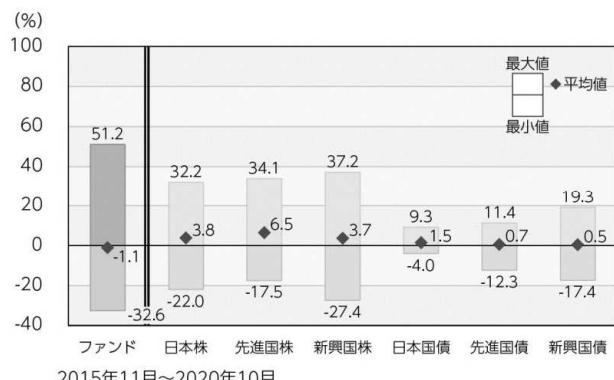
<南アフリカランドコース>



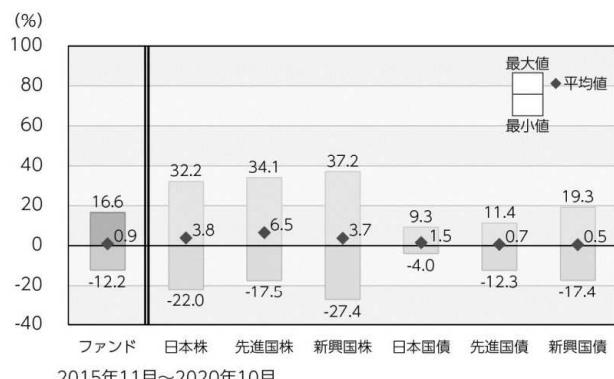
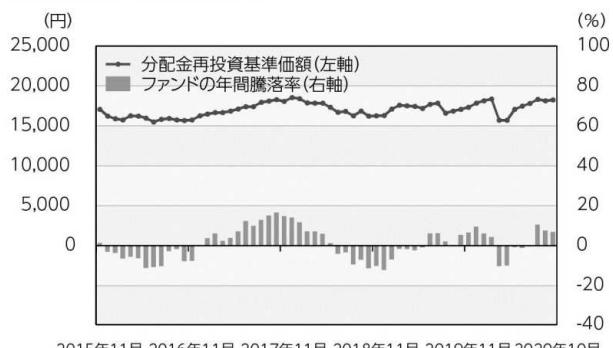
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



<ブラジルレアルコース>



<中国元コース>



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指數

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指數化したものです。同指數は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指數です。同指數の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指數です。同指數に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指數は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込時に、お申込価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※償還乗換等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%（税抜1.05%）</p> <p>※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>														
各ファンド	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>内訳（税抜）</th><th>主な役務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>年率0.42%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年率0.60%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年率0.03%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table>			支払先	内訳（税抜）	主な役務	委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳（税抜）	主な役務													
委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価													
販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価													
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価													
投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率0.515%程度														
実質的な負担	<p>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.67%（税抜1.565%）（概算）</p> <p>上記は各ファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組入れた状態を想定しています。</p>														

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

○信託財産留保額

解約のお申込日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ④投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的にファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

各ファンドが投資対象とする 投資信託証券	主な費用
ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (J P Y)	ファンド設立にかかる費用、ファンドの管理報酬、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等
ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (U S D)	
ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (A U D)	
ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (Z A R)	
ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (B R L)	
ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (C N Y)	
D I A Mマネーマザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額等

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取

得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

令和2年10月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	1,780,150,862	98.00
内 ケイマン諸島	1,780,150,862	98.00
親投資信託受益証券	877,221	0.05
内 日本	877,221	0.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	35,469,540	1.95
純資産総額	1,816,497,623	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

令和2年10月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98,776,189	92.69
内 ケイマン諸島	98,776,189	92.69
親投資信託受益証券	6,021	0.01
内 日本	6,021	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	7,781,685	7.30
純資産総額	106,563,895	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

令和2年10月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	713,407,311	97.01
内 ケイマン諸島	713,407,311	97.01
親投資信託受益証券	534,399	0.07
内 日本	534,399	0.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	21,458,349	2.92
純資産総額	735,400,059	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

令和2年10月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	421,508,860	96.48
内 ケイマン諸島	421,508,860	96.48
親投資信託受益証券	70,581	0.02
内 日本	70,581	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15,315,974	3.51
純資産総額	436,895,415	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

令和2年10月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	4,530,382,966	95.60
内 ケイマン諸島	4,530,382,966	95.60
親投資信託受益証券	10,617,399	0.22
内 日本	10,617,399	0.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	198,118,502	4.18
純資産総額	4,739,118,867	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

令和2年10月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	47,824,690	92.35
内 ケイマン諸島	47,824,690	92.35
親投資信託受益証券	150,958	0.29
内 日本	150,958	0.29
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3,812,335	7.36
純資産総額	51,787,983	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

D IAMマネーマザーファンド

令和2年10月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	200,310,000	18.55
内 日本	200,310,000	18.55
地方債証券	15,073,650	1.40
内 日本	15,073,650	1.40
特殊債券	466,890,260	43.24
内 日本	466,890,260	43.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	397,529,859	36.82
純資産総額	1,079,803,769	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)

1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラ ス (J P Y) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	296,642.37	6,038.9999 1,791,423,272	6,001.0000 1,780,150,862	— —	98.00
2	D I AMマネーマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	870,000	1.0084 877,308	1.0083 877,221	— —	0.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.00
親投資信託受益証券	0.05
合計	98.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラ ス (U S D) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	11,006.93	9,098.9999 100,152,056	8,974.0000 98,776,189	— —	92.69
2	D I AMマネーマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	5,972	1.0083 6,022	1.0083 6,021	— —	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	92.69
親投資信託受益証券	0.01
合計	92.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラ ス (AUD) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	230,503.17	3,205.9999 738,993,163	3,095.0000 713,407,311	— —	97.01
2	DIAMマネーマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	530,000	1.0084 534,452	1.0083 534,399	— —	0.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.01
親投資信託受益証券	0.07
合計	97.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラ ス (ZAR) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	253,921	1,680.0000 426,587,280	1,660.0000 421,508,860	— —	96.48
2	DIAMマネーマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	70,000	1.0084 70,588	1.0083 70,581	— —	0.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.48
親投資信託受益証券	0.02
合計	96.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラ ス (B R L) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	6,959,113.62	677.9999 4,718,279,034	651.0000 4,530,382,966	— —	95.60
2	D I AMマネーマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	10,530,000	1.0084 10,618,452	1.0083 10,617,399	— —	0.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.60
親投資信託受益証券	0.22
合計	95.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラ ス (C N Y) ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	5,008.87	9,593.9998 48,055,098	9,548.0000 47,824,690	— —	92.35
2	D I AMマネーマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	149,716	1.0083 150,973	1.0083 150,958	— —	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	92.35
親投資信託受益証券	0.29
合計	92.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

D IAMマネーマザーファンド

令和2年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	9回 政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	200,000,000	101.72 203,446,000	100.77 201,550,000	1.9 2021/3/26	18.67
2	402回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証券	200,000,000	100.24 200,490,000	100.15 200,310,000	0.1 2021/7/1	18.55
3	27回 政保地方公共団体 金融機構債券 日本	特殊債券	154,000,000	101.01 155,560,020	100.81 155,247,400	1 2021/8/13	14.38
4	147回政保日本高速道路 保有・債務返済機構 日本	特殊債券	100,000,000	101.45 101,455,000	101.02 101,027,000	1 2021/10/29	9.36
5	474回 名古屋市公募公 債 10年 日本	地方債 証券	15,000,000	101.21 15,181,500	100.49 15,073,650	1.31 2021/3/19	1.40
6	133回政保日本高速道路 保有・債務返済機構 日本	特殊債券	5,000,000	101.41 5,070,950	100.66 5,033,100	1.3 2021/4/30	0.47
7	137回政保日本高速道路 保有・債務返済機構 日本	特殊債券	4,000,000	101.51 4,060,640	100.81 4,032,760	1.2 2021/6/30	0.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年10月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	18.55
地方債証券	1.40
特殊債券	43.24
合計	63.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

該当事項はありません。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

該当事項はありません。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>
該当事項はありません。

(参考)

D I AMマネーマザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>
該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>
該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>
該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
該当事項はありません。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>
該当事項はありません。

(参考)

D I AMマネーマザーファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

直近日（令和2年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第3特定期間末 (平成23年4月5日)	948	956	1.0224	1.0304
第4特定期間末 (平成23年10月5日)	4,705	4,743	0.9918	0.9998

第5特定期間末 (平成24年4月5日)	33,022	33,286	1.0044	1.0124
第6特定期間末 (平成24年10月5日)	43,931	44,274	1.0236	1.0316
第7特定期間末 (平成25年4月5日)	44,589	44,969	0.9393	0.9473
第8特定期間末 (平成25年10月7日)	20,250	20,397	0.8244	0.8304
第9特定期間末 (平成26年4月7日)	13,106	13,203	0.8057	0.8117
第10特定期間末 (平成26年10月6日)	10,549	10,630	0.7838	0.7898
第11特定期間末 (平成27年4月6日)	8,661	8,729	0.7628	0.7688
第12特定期間末 (平成27年10月5日)	6,790	6,829	0.6934	0.6974
第13特定期間末 (平成28年4月5日)	5,609	5,641	0.7021	0.7061
第14特定期間末 (平成28年10月5日)	5,070	5,098	0.7340	0.7380
第15特定期間末 (平成29年4月5日)	4,146	4,170	0.6817	0.6857
第16特定期間末 (平成29年10月5日)	3,754	3,776	0.6785	0.6825
第17特定期間末 (平成30年4月5日)	3,192	3,213	0.6272	0.6312
第18特定期間末 (平成30年10月5日)	2,451	2,469	0.5618	0.5658
第19特定期間末 (平成31年4月5日)	2,265	2,273	0.5739	0.5759
第20特定期間末 (令和1年10月7日)	2,149	2,157	0.5659	0.5679
第21特定期間末 (令和2年4月6日)	1,780	1,787	0.4945	0.4965
第22特定期間末 (令和2年10月5日)	1,832	1,839	0.5515	0.5535
令和1年10月末日	2,112	—	0.5604	—
11月末日	2,095	—	0.5599	—
12月末日	2,111	—	0.5713	—
令和2年1月末日	2,135	—	0.5790	—
2月末日	2,098	—	0.5776	—
3月末日	1,810	—	0.5017	—
4月末日	1,801	—	0.5015	—
5月末日	1,957	—	0.5448	—
6月末日	1,959	—	0.5511	—
7月末日	1,999	—	0.5676	—

8月末日	1,925	—	0.5685	—
9月末日	1,836	—	0.5526	—
10月末日	1,816	—	0.5504	—

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

直近日（令和2年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1特定期間末 (平成24年10月5日)	85	86	1.0178	1.0208
第2特定期間末 (平成25年4月5日)	802	805	1.1747	1.1797
第3特定期間末 (平成25年10月7日)	713	716	1.0581	1.0631
第4特定期間末 (平成26年4月7日)	703	707	1.1223	1.1273
第5特定期間末 (平成26年10月6日)	537	539	1.1839	1.1889
第6特定期間末 (平成27年4月6日)	404	407	1.2709	1.2789
第7特定期間末 (平成27年10月5日)	328	330	1.1588	1.1668
第8特定期間末 (平成28年4月5日)	286	288	1.0934	1.1014
第9特定期間末 (平成28年10月5日)	278	281	1.0547	1.0627
第10特定期間末 (平成29年4月5日)	261	263	1.0598	1.0678
第11特定期間末 (平成29年10月5日)	350	352	1.0723	1.0803
第12特定期間末 (平成30年4月5日)	309	312	0.9352	0.9432
第13特定期間末 (平成30年10月5日)	263	265	0.8953	0.9033
第14特定期間末 (平成31年4月5日)	259	261	0.9057	0.9097
第15特定期間末 (令和1年10月7日)	253	254	0.8646	0.8686
第16特定期間末 (令和2年4月6日)	228	229	0.7768	0.7808
第17特定期間末 (令和2年10月5日)	106	107	0.8352	0.8392
令和1年10月末日	256	—	0.8726	—
11月末日	258	—	0.8767	—
12月末日	265	—	0.8956	—

令和2年1月末日	264	—	0.9027	—
2月末日	267	—	0.9120	—
3月末日	231	—	0.7843	—
4月末日	196	—	0.7767	—
5月末日	216	—	0.8487	—
6月末日	219	—	0.8587	—
7月末日	115	—	0.8589	—
8月末日	109	—	0.8602	—
9月末日	107	—	0.8402	—
10月末日	106	—	0.8282	—

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

直近日（令和2年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第3特定期間末 (平成23年4月5日)	1,619	1,637	1.0770	1.0890
第4特定期間末 (平成23年10月5日)	5,300	5,373	0.8709	0.8829
第5特定期間末 (平成24年4月5日)	9,337	9,446	1.0326	1.0446
第6特定期間末 (平成24年10月5日)	11,928	12,072	0.9961	1.0081
第7特定期間末 (平成25年4月5日)	10,144	10,250	1.1401	1.1521
第8特定期間末 (平成25年10月7日)	5,754	5,831	0.9005	0.9125
第9特定期間末 (平成26年4月7日)	4,992	5,060	0.8938	0.9058
第10特定期間末 (平成26年10月6日)	4,496	4,560	0.8419	0.8539
第11特定期間末 (平成27年4月6日)	3,567	3,623	0.7612	0.7732
第12特定期間末 (平成27年10月5日)	2,615	2,645	0.6147	0.6217
第13特定期間末 (平成28年4月5日)	2,279	2,305	0.6154	0.6224
第14特定期間末 (平成28年10月5日)	2,099	2,124	0.5830	0.5900
第15特定期間末 (平成29年4月5日)	1,927	1,951	0.5633	0.5703
第16特定期間末 (平成29年10月5日)	1,842	1,865	0.5763	0.5833
第17特定期間末 (平成30年4月5日)	1,503	1,525	0.4776	0.4846

第18特定期間末 (平成30年10月5日)	1,246	1,268	0.4014	0.4084
第19特定期間末 (平成31年4月5日)	1,150	1,160	0.3952	0.3987
第20特定期間末 (令和1年10月7日)	1,000	1,010	0.3464	0.3499
第21特定期間末 (令和2年4月6日)	703	713	0.2626	0.2661
第22特定期間末 (令和2年10月5日)	803	808	0.3337	0.3357
令和1年10月末日	1,018	—	0.3549	—
11月末日	992	—	0.3496	—
12月末日	1,023	—	0.3652	—
令和2年1月末日	967	—	0.3525	—
2月末日	942	—	0.3470	—
3月末日	733	—	0.2736	—
4月末日	759	—	0.2842	—
5月末日	849	—	0.3179	—
6月末日	853	—	0.3296	—
7月末日	865	—	0.3441	—
8月末日	874	—	0.3550	—
9月末日	805	—	0.3344	—
10月末日	735	—	0.3244	—

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

直近日（令和2年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第3特定期間末 (平成23年4月5日)	859	871	1,0889	1,1039
第4特定期間末 (平成23年10月5日)	1,708	1,742	0.7593	0.7743
第5特定期間末 (平成24年4月5日)	2,309	2,349	0.8762	0.8912
第6特定期間末 (平成24年10月5日)	2,153	2,187	0.7619	0.7739
第7特定期間末 (平成25年4月5日)	1,938	1,966	0.8076	0.8196
第8特定期間末 (平成25年10月7日)	1,818	1,852	0.6371	0.6491
第9特定期間末 (平成26年4月7日)	1,717	1,751	0.5991	0.6111
第10特定期間末 (平成26年10月6日)	1,798	1,837	0.5455	0.5575
第11特定期間末 (平成27年4月6日)	1,836	1,878	0.5204	0.5324

第12特定期間末 (平成27年10月5日)	1,722	1,754	0.3819	0.3889
第13特定期間末 (平成28年4月5日)	1,261	1,280	0.3231	0.3281
第14特定期間末 (平成28年10月5日)	1,138	1,156	0.3233	0.3283
第15特定期間末 (平成29年4月5日)	1,116	1,133	0.3218	0.3268
第16特定期間末 (平成29年10月5日)	1,011	1,027	0.3183	0.3233
第17特定期間末 (平成30年4月5日)	982	998	0.3118	0.3168
第18特定期間末 (平成30年10月5日)	746	762	0.2310	0.2360
第19特定期間末 (平成31年4月5日)	746	754	0.2392	0.2417
第20特定期間末 (令和1年10月7日)	632	639	0.2095	0.2120
第21特定期間末 (令和2年4月6日)	413	420	0.1463	0.1488
第22特定期間末 (令和2年10月5日)	447	450	0.1799	0.1814
令和1年10月末日	640	—	0.2131	—
11月末日	654	—	0.2167	—
12月末日	678	—	0.2318	—
令和2年1月末日	642	—	0.2213	—
2月末日	619	—	0.2142	—
3月末日	446	—	0.1573	—
4月末日	426	—	0.1489	—
5月末日	492	—	0.1739	—
6月末日	484	—	0.1772	—
7月末日	480	—	0.1816	—
8月末日	482	—	0.1853	—
9月末日	439	—	0.1768	—
10月末日	436	—	0.1796	—

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

直近日（令和2年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第3特定期間末 (平成23年4月5日)	54,106	54,978	0.9932	1.0092
第4特定期間末 (平成23年10月5日)	87,083	89,008	0.7238	0.7398
第5特定期間末 (平成24年4月5日)	111,120	113,280	0.8230	0.8390

第6特定期間末 (平成24年10月5日)	130,612	133,016	0.7063	0.7193
第7特定期間末 (平成25年4月5日)	157,699	160,229	0.8103	0.8233
第8特定期間末 (平成25年10月7日)	102,692	104,806	0.6316	0.6446
第9特定期間末 (平成26年4月7日)	87,983	89,836	0.6173	0.6303
第10特定期間末 (平成26年10月6日)	67,578	69,161	0.5552	0.5682
第11特定期間末 (平成27年4月6日)	53,147	54,339	0.4461	0.4561
第12特定期間末 (平成27年10月5日)	34,167	34,940	0.3091	0.3161
第13特定期間末 (平成28年4月5日)	28,145	28,602	0.3080	0.3130
第14特定期間末 (平成28年10月5日)	25,683	26,073	0.3294	0.3344
第15特定期間末 (平成29年4月5日)	24,119	24,472	0.3416	0.3466
第16特定期間末 (平成29年10月5日)	22,628	22,959	0.3413	0.3463
第17特定期間末 (平成30年4月5日)	16,276	16,577	0.2702	0.2752
第18特定期間末 (平成30年10月5日)	12,210	12,505	0.2071	0.2121
第19特定期間末 (平成31年4月5日)	11,108	11,243	0.2052	0.2077
第20特定期間末 (令和1年10月7日)	9,024	9,149	0.1798	0.1823
第21特定期間末 (令和2年4月6日)	5,388	5,502	0.1174	0.1199
第22特定期間末 (令和2年10月5日)	4,886	4,951	0.1132	0.1147
令和1年10月末日	9,157	—	0.1837	—
11月末日	8,466	—	0.1731	—
12月末日	8,752	—	0.1843	—
令和2年1月末日	8,286	—	0.1754	—
2月末日	7,796	—	0.1682	—
3月末日	5,691	—	0.1238	—
4月末日	5,158	—	0.1124	—
5月末日	5,812	—	0.1271	—
6月末日	5,590	—	0.1247	—
7月末日	5,769	—	0.1306	—
8月末日	5,412	—	0.1238	—
9月末日	4,972	—	0.1150	—

10月末日	4,739	—	0.1106	—
-------	-------	---	--------	---

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

直近日（令和2年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1特定期間末 (平成23年4月5日)	519	520	1,0288	1,0318
第2特定期間末 (平成23年10月5日)	424	425	0,9508	0,9538
第3特定期間末 (平成24年4月5日)	456	457	1,0871	1,0901
第4特定期間末 (平成24年10月5日)	367	368	1,0898	1,0928
第5特定期間末 (平成25年4月5日)	414	416	1,2772	1,2822
第6特定期間末 (平成25年10月7日)	239	240	1,1804	1,1854
第7特定期間末 (平成26年4月7日)	110	110	1,2421	1,2471
第8特定期間末 (平成26年10月6日)	109	110	1,3294	1,3344
第9特定期間末 (平成27年4月6日)	110	111	1,4280	1,4380
第10特定期間末 (平成27年10月5日)	388	391	1,2838	1,2938
第11特定期間末 (平成28年4月5日)	366	369	1,2144	1,2244
第12特定期間末 (平成28年10月5日)	334	337	1,1363	1,1463
第13特定期間末 (平成29年4月5日)	116	117	1,1196	1,1296
第14特定期間末 (平成29年10月5日)	127	128	1,1745	1,1845
第15特定期間末 (平成30年4月5日)	138	140	1,0887	1,0987
第16特定期間末 (平成30年10月5日)	111	112	0,9572	0,9672
第17特定期間末 (平成31年4月5日)	111	112	0,9851	0,9911
第18特定期間末 (令和1年10月7日)	78	78	0,8939	0,8999
第19特定期間末 (令和2年4月6日)	43	44	0,8015	0,8075

第20特定期間末 (令和2年10月5日)	51	51	0.8960	0.9020
令和1年10月末日	74	—	0.9099	—
11月末日	74	—	0.9167	—
12月末日	60	—	0.9386	—
令和2年1月末日	59	—	0.9490	—
2月末日	55	—	0.9528	—
3月末日	44	—	0.8107	—
4月末日	44	—	0.8039	—
5月末日	49	—	0.8675	—
6月末日	51	—	0.8830	—
7月末日	50	—	0.8939	—
8月末日	51	—	0.9135	—
9月末日	51	—	0.8974	—
10月末日	51	—	0.8974	—

②【分配の推移】

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

	1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	0.0440
第4特定期間	0.0480
第5特定期間	0.0480
第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0480
第8特定期間	0.0380
第9特定期間	0.0360
第10特定期間	0.0360
第11特定期間	0.0360
第12特定期間	0.0340
第13特定期間	0.0240
第14特定期間	0.0240
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0030
第2特定期間	0.0240
第3特定期間	0.0300
第4特定期間	0.0300
第5特定期間	0.0300

第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0480
第8特定期間	0.0480
第9特定期間	0.0480
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0480
第12特定期間	0.0480
第13特定期間	0.0480
第14特定期間	0.0240
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

	1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	0.0700
第4特定期間	0.0720
第5特定期間	0.0720
第6特定期間	0.0720
第7特定期間	0.0720
第8特定期間	0.0720
第9特定期間	0.0720
第10特定期間	0.0720
第11特定期間	0.0720
第12特定期間	0.0670
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0420
第16特定期間	0.0420
第17特定期間	0.0420
第18特定期間	0.0420
第19特定期間	0.0210
第20特定期間	0.0210
第21特定期間	0.0210
第22特定期間	0.0120

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

	1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	0.0840
第4特定期間	0.0900
第5特定期間	0.0900
第6特定期間	0.0840
第7特定期間	0.0720
第8特定期間	0.0720
第9特定期間	0.0720
第10特定期間	0.0720
第11特定期間	0.0720

第12特定期間	0.0670
第13特定期間	0.0400
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0150
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0090

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

	1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	0.0930
第4特定期間	0.0960
第5特定期間	0.0960
第6特定期間	0.0900
第7特定期間	0.0780
第8特定期間	0.0780
第9特定期間	0.0780
第10特定期間	0.0780
第11特定期間	0.0750
第12特定期間	0.0570
第13特定期間	0.0400
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0150
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0090

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0060
第2特定期間	0.0180
第3特定期間	0.0180
第4特定期間	0.0180
第5特定期間	0.0240
第6特定期間	0.0300
第7特定期間	0.0300
第8特定期間	0.0300
第9特定期間	0.0600
第10特定期間	0.0600

第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0600
第14特定期間	0.0600
第15特定期間	0.0600
第16特定期間	0.0600
第17特定期間	0.0360
第18特定期間	0.0360
第19特定期間	0.0360
第20特定期間	0.0360

③【収益率の推移】

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

	収益率 (%)
第3特定期間	△2.1
第4特定期間	1.7
第5特定期間	6.1
第6特定期間	6.7
第7特定期間	△3.5
第8特定期間	△8.2
第9特定期間	2.1
第10特定期間	1.8
第11特定期間	1.9
第12特定期間	△4.6
第13特定期間	4.7
第14特定期間	8.0
第15特定期間	△3.9
第16特定期間	3.1
第17特定期間	△4.0
第18特定期間	△6.6
第19特定期間	4.3
第20特定期間	0.7
第21特定期間	△10.5
第22特定期間	14.0

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

	収益率 (%)
第1特定期間	2.1
第2特定期間	17.8
第3特定期間	△7.4
第4特定期間	8.9
第5特定期間	8.2
第6特定期間	11.4
第7特定期間	△5.0
第8特定期間	△1.5

第9特定期間	0.9
第10特定期間	5.0
第11特定期間	5.7
第12特定期間	△8.3
第13特定期間	0.9
第14特定期間	3.8
第15特定期間	△1.9
第16特定期間	△7.4
第17特定期間	10.6

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

	収益率 (%)
第3特定期間	7.5
第4特定期間	△12.5
第5特定期間	26.8
第6特定期間	3.4
第7特定期間	21.7
第8特定期間	△14.7
第9特定期間	7.3
第10特定期間	2.2
第11特定期間	△1.0
第12特定期間	△10.4
第13特定期間	6.9
第14特定期間	1.6
第15特定期間	3.8
第16特定期間	9.8
第17特定期間	△9.8
第18特定期間	△7.2
第19特定期間	3.7
第20特定期間	△7.0
第21特定期間	△18.1
第22特定期間	31.6

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

	収益率 (%)
第3特定期間	4.9
第4特定期間	△22.0
第5特定期間	27.2
第6特定期間	△3.5
第7特定期間	15.4
第8特定期間	△12.2
第9特定期間	5.3
第10特定期間	3.1

第11特定期間	8.6
第12特定期間	△13.7
第13特定期間	△4.9
第14特定期間	9.3
第15特定期間	8.8
第16特定期間	8.2
第17特定期間	7.4
第18特定期間	△16.3
第19特定期間	10.0
第20特定期間	△6.1
第21特定期間	△23.0
第22特定期間	29.1

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞

	収益率 (%)
第3特定期間	5.9
第4特定期間	△17.5
第5特定期間	27.0
第6特定期間	△3.2
第7特定期間	25.8
第8特定期間	△12.4
第9特定期間	10.1
第10特定期間	2.6
第11特定期間	△6.1
第12特定期間	△17.9
第13特定期間	12.6
第14特定期間	16.7
第15特定期間	12.8
第16特定期間	8.7
第17特定期間	△12.0
第18特定期間	△12.3
第19特定期間	6.3
第20特定期間	△5.1
第21特定期間	△26.4
第22特定期間	4.1

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜中国元コース＞

	収益率 (%)
第1特定期間	3.5
第2特定期間	△5.8
第3特定期間	16.2
第4特定期間	1.9
第5特定期間	19.4

第6特定期間	△5.2
第7特定期間	7.8
第8特定期間	9.4
第9特定期間	11.9
第10特定期間	△5.9
第11特定期間	△0.7
第12特定期間	△1.5
第13特定期間	3.8
第14特定期間	10.3
第15特定期間	△2.2
第16特定期間	△6.6
第17特定期間	6.7
第18特定期間	△5.6
第19特定期間	△6.3
第20特定期間	16.3

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

	設定口数	解約口数
第3特定期間	508,166,113	202,680,042
第4特定期間	4,184,903,477	368,928,957
第5特定期間	30,932,206,232	2,797,053,620
第6特定期間	22,847,932,161	12,806,989,602
第7特定期間	32,767,974,334	28,219,386,858
第8特定期間	1,098,682,149	24,003,541,956
第9特定期間	162,987,902	8,460,299,345
第10特定期間	203,100,483	3,009,611,733
第11特定期間	153,697,809	2,259,575,932
第12特定期間	70,809,077	1,631,912,616
第13特定期間	53,645,057	1,857,119,554
第14特定期間	141,837,137	1,223,404,375
第15特定期間	72,247,552	898,629,313
第16特定期間	290,929,585	839,738,651
第17特定期間	35,347,234	477,424,855
第18特定期間	40,178,367	766,536,099
第19特定期間	20,790,814	438,415,821
第20特定期間	25,181,218	172,900,942
第21特定期間	22,150,023	219,985,032
第22特定期間	23,357,232	301,762,804

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

	設定口数	解約口数
第1特定期間	84,433,014	20,547
第2特定期間	772,377,962	173,639,935

第3特定期間	596, 343, 007	605, 439, 156
第4特定期間	282, 806, 268	329, 586, 714
第5特定期間	174, 581, 488	348, 195, 509
第6特定期間	108, 713, 805	243, 926, 049
第7特定期間	52, 587, 026	87, 415, 112
第8特定期間	6, 673, 478	28, 623, 172
第9特定期間	14, 164, 967	11, 417, 051
第10特定期間	10, 251, 686	27, 517, 093
第11特定期間	141, 527, 157	62, 288, 677
第12特定期間	35, 985, 835	30, 890, 214
第13特定期間	17, 540, 955	54, 833, 622
第14特定期間	16, 379, 330	23, 657, 410
第15特定期間	10, 461, 351	4, 710, 657
第16特定期間	8, 767, 739	6, 951, 684
第17特定期間	6, 523, 854	173, 031, 072

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

	設定口数	解約口数
第3特定期間	1, 026, 863, 095	323, 313, 619
第4特定期間	5, 287, 846, 793	705, 182, 896
第5特定期間	6, 328, 218, 721	3, 371, 733, 268
第6特定期間	5, 764, 272, 689	2, 832, 251, 935
第7特定期間	4, 218, 109, 706	7, 295, 399, 926
第8特定期間	1, 082, 354, 712	3, 589, 414, 628
第9特定期間	759, 430, 108	1, 563, 928, 987
第10特定期間	961, 429, 557	1, 206, 254, 011
第11特定期間	718, 662, 700	1, 373, 889, 914
第12特定期間	230, 206, 274	661, 052, 493
第13特定期間	135, 515, 579	685, 775, 312
第14特定期間	178, 821, 289	283, 547, 821
第15特定期間	144, 548, 124	322, 993, 080
第16特定期間	163, 903, 391	387, 626, 271
第17特定期間	224, 797, 347	275, 348, 006
第18特定期間	367, 265, 519	408, 599, 235
第19特定期間	173, 675, 565	369, 438, 833
第20特定期間	100, 944, 954	123, 809, 895
第21特定期間	88, 501, 041	296, 676, 949
第22特定期間	57, 170, 633	329, 602, 045

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

	設定口数	解約口数
第3特定期間	713, 425, 243	50, 051, 983
第4特定期間	1, 885, 189, 112	424, 714, 987
第5特定期間	1, 372, 412, 114	985, 998, 567

第6特定期間	885, 525, 410	695, 898, 302
第7特定期間	1, 271, 396, 520	1, 697, 733, 337
第8特定期間	1, 220, 754, 729	765, 938, 068
第9特定期間	998, 026, 639	986, 106, 043
第10特定期間	1, 578, 639, 643	1, 149, 128, 871
第11特定期間	842, 713, 953	609, 986, 374
第12特定期間	1, 710, 899, 257	729, 902, 914
第13特定期間	271, 687, 582	878, 410, 404
第14特定期間	178, 836, 378	559, 126, 727
第15特定期間	242, 132, 999	296, 704, 764
第16特定期間	249, 849, 470	539, 144, 542
第17特定期間	391, 418, 689	419, 154, 434
第18特定期間	561, 661, 452	481, 267, 027
第19特定期間	277, 193, 730	386, 401, 224
第20特定期間	334, 236, 970	437, 392, 429
第21特定期間	235, 008, 885	424, 841, 663
第22特定期間	225, 904, 395	569, 946, 997

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

	設定口数	解約口数
第3特定期間	32, 218, 277, 555	2, 741, 376, 574
第4特定期間	80, 289, 542, 663	14, 460, 873, 693
第5特定期間	47, 539, 203, 524	32, 827, 546, 127
第6特定期間	75, 703, 989, 690	25, 808, 628, 473
第7特定期間	88, 640, 537, 769	78, 929, 210, 703
第8特定期間	27, 509, 507, 143	59, 549, 995, 888
第9特定期間	22, 579, 226, 992	42, 643, 423, 621
第10特定期間	19, 461, 146, 144	40, 267, 232, 214
第11特定期間	19, 622, 400, 549	22, 188, 143, 307
第12特定期間	11, 812, 179, 704	20, 440, 178, 516
第13特定期間	3, 102, 187, 109	22, 230, 288, 905
第14特定期間	1, 927, 616, 205	15, 362, 088, 069
第15特定期間	2, 176, 013, 134	9, 529, 276, 779
第16特定期間	2, 913, 036, 354	7, 216, 222, 209
第17特定期間	2, 952, 777, 416	9, 014, 610, 139
第18特定期間	4, 853, 708, 788	6, 134, 080, 478
第19特定期間	2, 796, 041, 948	7, 616, 419, 718
第20特定期間	1, 233, 444, 890	5, 171, 412, 729
第21特定期間	2, 305, 229, 301	6, 611, 113, 859
第22特定期間	1, 403, 076, 043	4, 120, 109, 963

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

	設定口数	解約口数
第1特定期間	574, 927, 943	70, 107, 065
第2特定期間	312, 581, 208	371, 047, 135

第3特定期間	181,780,071	208,393,537
第4特定期間	61,633,171	143,868,899
第5特定期間	159,193,990	171,931,540
第6特定期間	15,223,096	137,296,325
第7特定期間	26,048,550	140,156,277
第8特定期間	17,996,516	23,872,089
第9特定期間	26,918,533	31,959,429
第10特定期間	250,567,448	25,686,022
第11特定期間	11,316,584	11,930,099
第12特定期間	1,478,996	9,012,338
第13特定期間	3,391,648	193,558,335
第14特定期間	6,184,465	1,661,816
第15特定期間	37,404,036	18,655,917
第16特定期間	12,353,832	23,110,555
第17特定期間	6,659,826	9,743,919
第18特定期間	6,548,214	32,553,630
第19特定期間	6,205,713	38,991,329
第20特定期間	6,284,720	3,769,471

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移

<円コース> 《2010年10月29日～2020年10月30日》



<米ドルコース> 《2012年7月27日～2020年10月30日》



<豪ドルコース> 《2010年10月29日～2020年10月30日》



<南アフリカランドコース> 《2010年10月29日～2020年10月30日》



<ブラジルレアルコース> 《2010年10月29日～2020年10月30日》



<中国元コース> 《2011年1月25日～2020年10月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※<円コース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース>の分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しており、直近10年分を表示しております。

<米ドルコース>と<中国元コース>は設定日からの推移を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:<円コース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース>2009年10月29日、<中国元コース>2011年1月25日、<米ドルコース>2012年7月27日)

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

分配の推移(税引前)

※分配金は1万口当たりです。

	<円コース>	<米ドルコース>	<豪ドルコース>	<南アフリカランドコース>
2020年 6月	20円	40円	20円	15円
2020年 7月	20円	40円	20円	15円
2020年 8月	20円	40円	20円	15円
2020年 9月	20円	40円	20円	15円
2020年10月	20円	40円	20円	15円
直近1年間累計	240円	480円	330円	240円
設定来累計	6,570円	5,970円	11,240円	11,170円

	<ブラジルレアルコース>	<中国元コース>
2020年 6月	15円	60円
2020年 7月	15円	60円
2020年 8月	15円	60円
2020年 9月	15円	60円
2020年10月	15円	60円
直近1年間累計	240円	720円
設定来累計	11,830円	7,980円

主要な資産の状況

■DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<円コース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY)	98.00
2	DIAMマネーマザーファンド	0.05

<米ドルコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD)	92.69
2	DIAMマネーマザーファンド	0.01

<豪ドルコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD)	97.01
2	DIAMマネーマザーファンド	0.07

<南アフリカランドコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR)	96.48
2	DIAMマネーマザーファンド	0.02

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

<ブラジルレアルコース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL)	95.60
2	DIAMマネーマザーファンド	0.22

<中国元コース>

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)	92.35
2	DIAMマネーマザーファンド	0.29

■ケイマン エマージング ソブリン ファンド

※ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの月末データをもとに作成しています。

※比率はケイマン エマージング ソブリン ファンドの組入債券評価額に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	クーポン	償還日	比率(%)
1	ロシア国債	5.625%	2042/4/4	8.1
2	メキシコ国債	4.600%	2046/1/23	6.8
3	インドネシア国債	6.625%	2037/2/17	5.2
4	トルコ国債	4.250%	2026/4/14	4.8
5	ブラジル国債	5.000%	2045/1/27	4.3
6	メキシコ国債	4.750%	2044/3/8	4.0
7	南ア政府機関債(南ア電力)	6.350%	2028/8/10	3.9
8	インドネシア国債	4.750%	2047/7/18	3.8
9	ウクライナ国債	9.750%	2028/11/1	3.5
10	コロンビア国債	5.000%	2045/6/15	3.5

■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

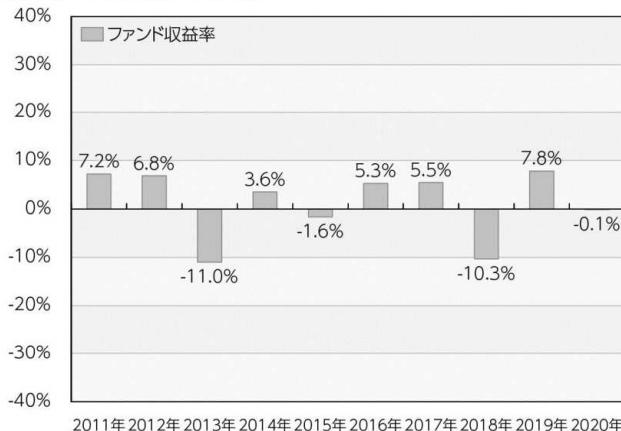
順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	9回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.9	2021/3/26	18.67
2	402回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2021/7/1	18.55
3	27回 政保地方公共団体金融機関債券	特殊債券	日本	1	2021/8/13	14.38
4	147回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1	2021/10/29	9.36
5	474回 名古屋市公募公債 10年	地方債証券	日本	1.31	2021/3/19	1.40
6	133回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.3	2021/4/30	0.47
7	137回政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.2	2021/6/30	0.37

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

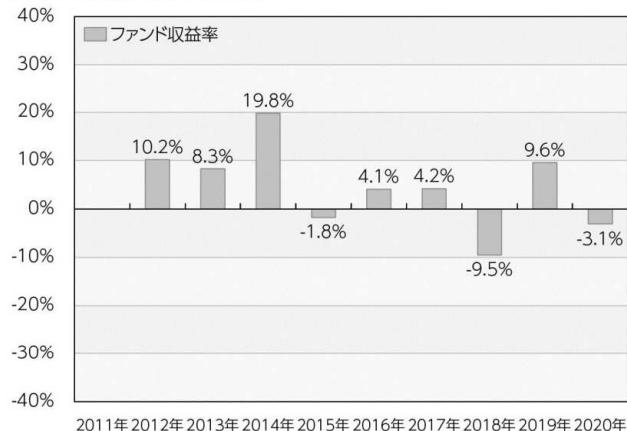
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

年間收益率の推移(暦年ベース)

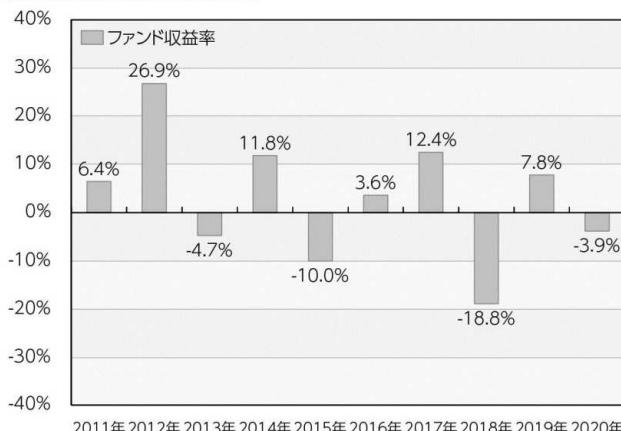
<円コース>



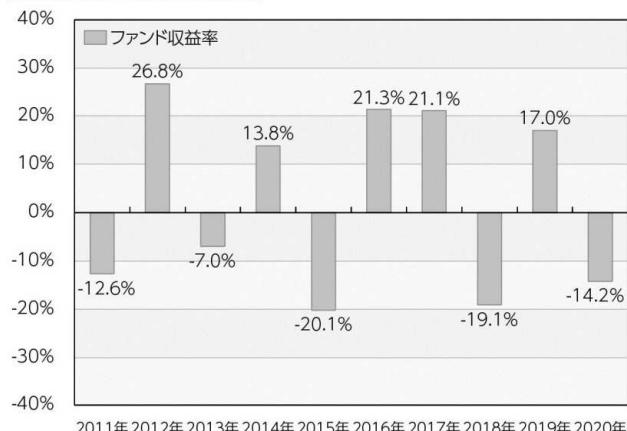
<米ドルコース>



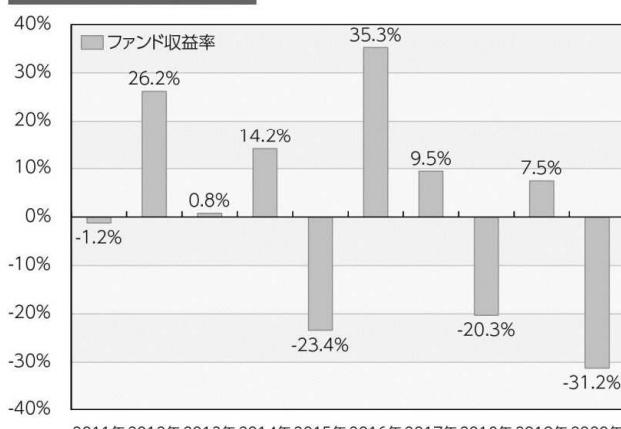
<豪ドルコース>



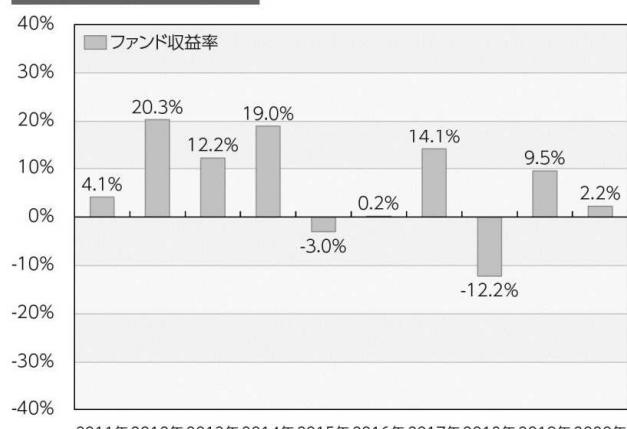
<南アフリカランドコース>



<ブラジルレアルコース>



<中国元コース>



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

<円コース><豪ドルコース><南アフリカランドコース><ブラジルレアルコース><米ドルコース>:2020年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

<中国元コース>:2011年は設定日から年末までの收益率、および2020年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

<豪ドルコース>:2012年は設定日から年末までの收益率、および2020年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

なお、販売会社によってはD IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズを構成する一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
※海外休業日には、解約の受付を行いません。
※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額

解約価額は、解約のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

- ・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

- ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社にて計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

＜円コース＞＜豪ドルコース＞＜南アフリカランドコース＞＜ブラジルレアルコース＞

信託期間は、2009年10月29日から原則として2024年10月29日までです。

＜中国元コース＞

信託期間は、2011年1月25日から原則として2024年10月29日までです。

＜米ドルコース＞

信託期間は、2012年7月27日から原則として2024年10月29日までです。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎月6日から翌月5日までとします。

※各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなった場合、各ファンドについて受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ. 償還規定c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

四. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からg. の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年4月5日、10月5日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設

定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に、原則として償還日 (休業日の場合は翌営業日) から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>
D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>
D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>
D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
D I AM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（令和2年4月7日から令和2年10月5日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>の令和2年4月7日から令和2年10月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>の令和2年10月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
資産の部		
流动資産		
コール・ローン	28,994,017	29,814,558
投資信託受益証券	1,743,215,348	1,810,144,172
親投資信託受益証券	877,743	877,308
未収入金	18,945,500	—
流动資産合計	1,792,032,608	1,840,836,038
資産合計	1,792,032,608	1,840,836,038
负债の部		
流动負債		
未払収益分配金	7,202,685	6,645,874
未払解約金	2,163,457	—
未払受託者報酬	54,184	47,576
未払委託者報酬	1,842,369	1,617,892
その他未払費用	4,880	4,278
流动負債合計	11,267,575	8,315,620
負債合計	11,267,575	8,315,620
純資産の部		
元本等		
元本	3,601,342,813	3,322,937,241
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,820,577,780	△1,490,416,823
（分配準備積立金）	21,570,778	28,059,181
元本等合計	1,780,765,033	1,832,520,418
純資産合計	1,780,765,033	1,832,520,418
負債純資産合計	1,792,032,608	1,840,836,038

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
営業収益		
受取配当金	59,313,258	56,701,626
有価証券売買等損益	△261,307,230	205,551,189
営業収益合計	△201,993,972	262,252,815
営業費用		
支払利息	10,999	10,139
受託者報酬	339,908	317,031
委託者報酬	11,558,328	10,780,696
その他費用	31,421	28,545
営業費用合計	11,940,656	11,136,411
営業利益又は営業損失（△）	△213,934,628	251,116,404
経常利益又は経常損失（△）	△213,934,628	251,116,404
当期純利益又は当期純損失（△）	△213,934,628	251,116,404
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,932,642	168,839
期首剰余金又は期首次損金（△）	△1,649,336,744	△1,820,577,780
剰余金増加額又は欠損金減少額	94,717,251	131,758,473
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,717,251	131,758,473
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,741,451	10,616,739
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,741,451	10,616,739
分配金	44,214,850	41,928,342
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,820,577,780	△1,490,416,823

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を令和2年4月6日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 期首元本額	3,799,177,822円	3,601,342,813円
期中追加設定元本額	22,150,023円	23,357,232円
期中一部解約元本額	219,985,032円	301,762,804円
2. 受益権の総数	3,601,342,813口	3,322,937,241口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,820,577,780円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,490,416,823円あります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年10月8日 至令和1年11月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (8,217,692円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (198,227,122円) 及び分配準備積立金 (14,791,839円) より分配対象収益は221,236,653円 (1万口当たり 587.37円) であり、	(自令和2年4月7日 至令和2年5月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,339,248円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (189,127,199円) 及び分配準備積立金 (21,494,643円) より分配対象収益は219,961,090円 (1万口当たり 612.47円) であり、

うち7,533,008円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	うち7,182,708円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自令和1年11月6日 至令和1年12月5日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,036,031円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（196,390,021円）及び分配準備積立金（15,304,898円）より分配対象収益は219,730,950円（1万口当たり588.92円）であり、うち7,462,052円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自令和2年5月8日 至令和2年6月5日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,555,681円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（189,268,155円）及び分配準備積立金（23,624,492円）より分配対象収益は222,448,328円（1万口当たり619.08円）であり、うち7,186,409円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自令和1年12月6日 至令和2年1月6日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,222,617円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（194,578,736円）及び分配準備積立金（15,717,690円）より分配対象収益は219,519,043円（1万口当たり593.88円）であり、うち7,392,702円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自令和2年6月6日 至令和2年7月6日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,120,824円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（187,320,047円）及び分配準備積立金（25,682,845円）より分配対象収益は221,123,716円（1万口当たり621.92円）であり、うち7,110,962円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自令和2年1月7日 至令和2年2月5日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,411,908円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（194,021,990円）及び分配準備積立金（17,482,925円）より分配対象収益は220,916,823円（1万口当たり599.41円）であり、うち7,371,025円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自令和2年7月7日 至令和2年8月5日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,273,071円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（185,605,659円）及び分配準備積立金（26,420,097円）より分配対象収益は221,298,827円（1万口当たり628.25円）であり、うち7,044,921円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自令和2年2月6日 至令和2年3月5日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,187,293円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（190,937,769円）及び分配準備積立金（19,199,684円）	（自令和2年8月6日 至令和2年9月7日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,174,876円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（178,062,124円）及び分配準備積立金（27,450,369円）

<p>円) より分配対象収益は219, 324, 746円 (1万口当たり 604. 75円) であり、うち7, 253, 378円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p> <p>(自令和2年3月6日 至令和2年4月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7, 816, 094円) 、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円) 、信託約款に規定される収益調整金 (189, 636, 659円) 及び分配準備積立金 (20, 957, 369円) より分配対象収益は218, 410, 122円 (1万口当たり 606. 46円) であり、うち7, 202, 685円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p>	<p>円) より分配対象収益は212, 687, 369円 (1万口当たり 629. 48円) であり、うち6, 757, 468円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p> <p>(自令和2年9月8日 至令和2年10月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7, 316, 914円) 、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円) 、信託約款に規定される収益調整金 (175, 141, 175円) 及び分配準備積立金 (27, 388, 141円) より分配対象収益は209, 846, 230円 (1万口当たり 631. 50円) であり、うち6, 645, 874円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p>
---	--

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△324,618,709	△69,839,972
親投資信託受益証券	△174	—
合計	△324,618,883	△69,839,972

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4945円 (4,945円)	0.5515円 (5,515円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月5日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソ ブリン ファンド クラス (JPY)	299,742	1,810,144,172	
投資信託受益証券 合計		299,742	1,810,144,172	
親投資信託受益証券	DIAMマネーマザーファン ド	870,000	877,308	
親投資信託受益証券 合計		870,000	877,308	
合計			1,811,021,480	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>の令和2年4月7日から令和2年10月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>の令和2年10月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,689,604	7,340,036
投資信託受益証券	221,469,951	100,152,056
親投資信託受益証券	6,025	6,022
流動資産合計	230,165,580	107,498,114
資産合計	230,165,580	107,498,114
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,177,929	511,900
未払受託者報酬	6,815	2,751
未払委託者報酬	232,007	93,854
その他未払費用	599	234
流動負債合計	1,417,350	608,739
負債合計	1,417,350	608,739
純資産の部		
元本等		
元本	294,482,466	127,975,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△65,734,236	△21,085,873
(分配準備積立金)	6,643,688	2,803,967
元本等合計	228,748,230	106,889,375
純資産合計	228,748,230	106,889,375
負債純資産合計	230,165,580	107,498,114

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
営業収益		
受取配当金	7,846,870	5,667,082
有価証券売買等損益	△25,092,445	19,047,402
営業収益合計	△17,245,575	24,714,484
営業費用		
支払利息	2,216	2,114
受託者報酬	42,220	29,016
委託者報酬	1,437,174	988,133
その他費用	3,805	2,524
営業費用合計	1,485,415	1,021,787
営業利益又は営業損失（△）	△18,730,990	23,692,697
経常利益又は経常損失（△）	△18,730,990	23,692,697
当期純利益又は当期純損失（△）	△18,730,990	23,692,697
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	48,105	907,330
期首剰余金又は期首次損金（△）	△39,619,066	△65,734,236
剰余金増加額又は欠損金減少額	795,289	27,579,808
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	795,289	27,579,808
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,060,130	1,118,441
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,060,130	1,118,441
分配金	7,071,234	4,598,371
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△65,734,236	△21,085,873

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を令和2年4月6日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	292, 666, 411円 8, 767, 739円 6, 951, 684円	294, 482, 466円 6, 523, 854円 173, 031, 072円
2. 受益権の総数	294, 482, 466口	127, 975, 248口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は65, 734, 236円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は21, 085, 873円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年10月8日 至令和1年11月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1, 177, 016円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (78, 531, 438円) 及び分配準備積立金 (6, 992, 886円) より分配対象収益は86, 701, 340円 (1万口当たり2, 948. 63円) であり、う	(自令和2年4月7日 至令和2年5月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1, 049, 066円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (67, 850, 367円) 及び分配準備積立金 (5, 683, 068円) より分配対象収益は74, 582, 501円 (1万口当たり2, 943. 75円) であり、う

<p>ち1, 176, 155円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和1年11月6日 至令和1年12月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1, 081, 519円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（79, 005, 886円）及び分配準備積立金（6, 986, 426円）より分配対象収益は87, 073, 831円（1万口当たり2, 945. 29円）であり、うち1, 182, 546円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年5月8日 至令和2年6月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1, 135, 540円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（68, 220, 494円）及び分配準備積立金（5, 718, 699円）より分配対象収益は75, 074, 733円（1万口当たり2, 948. 36円）であり、うち1, 018, 527円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和1年12月6日 至令和2年1月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1, 223, 386円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（79, 391, 467円）及び分配準備積立金（6, 869, 849円）より分配対象収益は87, 484, 702円（1万口当たり2, 946. 50円）であり、うち1, 187, 639円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年6月6日 至令和2年7月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（916, 616円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（67, 547, 018円）及び分配準備積立金（5, 749, 726円）より分配対象収益は74, 213, 360円（1万口当たり2, 944. 74円）であり、うち1, 008, 080円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和2年1月7日 至令和2年2月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1, 261, 496円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（78, 386, 981円）及び分配準備積立金（6, 786, 141円）より分配対象収益は86, 434, 618円（1万口当たり2, 949. 56円）であり、うち1, 172, 169円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年7月7日 至令和2年8月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（611, 433円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（35, 965, 367円）及び分配準備積立金（2, 997, 010円）より分配対象収益は39, 573, 810円（1万口当たり2, 950. 40円）であり、うち536, 520円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和2年2月6日 至令和2年3月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1, 060, 759円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（78, 587, 676円）及び分配準備積立金（6, 866, 030円）</p>	<p>（自令和2年8月6日 至令和2年9月7日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（469, 456円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（34, 195, 595円）及び分配準備積立金（2, 905, 983円）</p>

<p>より分配対象収益は86, 514, 465円（1万口当たり2, 945. 68円）であり、うち1, 174, 796円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年3月6日 至令和2年4月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1, 078, 512円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（78, 824, 414円）及び分配準備積立金（6, 743, 105円）より分配対象収益は86, 646, 031円（1万口当たり2, 942. 31円）であり、うち1, 177, 929円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>	<p>より分配対象収益は37, 571, 034円（1万口当たり2, 947. 25円）であり、うち509, 912円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年9月8日 至令和2年10月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（453, 239円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（34, 343, 305円）及び分配準備積立金（2, 862, 628円）より分配対象収益は37, 659, 172円（1万口当たり2, 942. 69円）であり、うち511, 900円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>
--	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△35,943,602	△4,788,014
親投資信託受益証券	△1	—
合計	△35,943,603	△4,788,014

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7768円 (7,768円)	0.8352円 (8,352円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月5日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソ ブリン ファンド クラス (U S D)	11,006	100,152,056	
投資信託受益証券 合計		11,006	100,152,056	
親投資信託受益証券	D I AMマネーマザーファン ド	5,972	6,022	
親投資信託受益証券 合計		5,972	6,022	
合計			100,158,078	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞の令和2年4月7日から令和2年10月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞の令和2年10月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,500,344	16,217,733
投資信託受益証券	686,704,329	792,533,363
親投資信託受益証券	534,717	534,452
流動資産合計	714,739,390	809,285,548
資産合計	714,739,390	809,285,548
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,378,132	4,814,070
未払解約金	954,454	498,026
未払受託者報酬	22,043	21,106
未払委託者報酬	749,704	717,674
その他未払費用	1,975	1,886
流動負債合計	11,106,308	6,052,762
負債合計	11,106,308	6,052,762
純資産の部		
元本等		
元本	2,679,466,566	2,407,035,154
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,975,833,484	△1,603,802,368
(分配準備積立金)	131,287,450	124,938,623
元本等合計	703,633,082	803,232,786
純資産合計	703,633,082	803,232,786
負債純資産合計	714,739,390	809,285,548

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
営業収益		
受取配当金	75,148,320	43,353,022
有価証券売買等損益	△236,473,127	184,562,669
営業収益合計	△161,324,807	227,915,691
営業費用		
支払利息	5,982	4,700
受託者報酬	156,547	137,832
委託者報酬	5,324,178	4,687,761
その他費用	14,436	12,361
営業費用合計	5,501,143	4,842,654
営業利益又は営業損失（△）	△166,825,950	223,073,037
経常利益又は経常損失（△）	△166,825,950	223,073,037
当期純利益又は当期純損失（△）	△166,825,950	223,073,037
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,056,834	838,364
期首剰余金又は期首次損金（△）	△1,887,247,108	△1,975,833,484
剰余金増加額又は欠損金減少額	192,419,511	219,879,106
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,419,511	219,879,106
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,031,556	39,519,554
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,031,556	39,519,554
分配金	58,205,215	30,563,109
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,975,833,484	△1,603,802,368

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を令和2年4月6日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2, 887, 642, 474円 88, 501, 041円 296, 676, 949円	2, 679, 466, 566円 57, 170, 633円 329, 602, 045円
2. 受益権の総数	2, 679, 466, 566口	2, 407, 035, 154口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1, 975, 833, 484円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1, 603, 802, 368円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年10月8日 至令和1年11月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12, 555, 390円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（833, 488, 056円）及び分配準備積立金（131, 694, 228円）より分配対象収益は977, 737, 674円（1万口当たり	(自令和2年4月7日 至令和2年5月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8, 020, 100円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（780, 572, 622円）及び分配準備積立金（130, 373, 887円）より分配対象収益は918, 966, 609円（1万口当たり3, 437. 82円）であ

<p>3,406.83円) であり、うち10,044,754円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>り、うち5,346,216円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(自令和1年11月6日 至令和1年12月5日)</p>	<p>(自令和2年5月8日 至令和2年6月5日)</p>
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,801,782円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(824,128,412円)及び分配準備積立金(132,117,433円)より分配対象収益は968,047,627円(1万口当たり3,413.47円)であり、うち9,925,854円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,069,033円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(780,379,121円)及び分配準備積立金(131,597,672円)より分配対象収益は920,045,826円(1万口当たり3,448.06円)であり、うち5,336,590円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(自令和1年12月6日 至令和2年1月6日)</p>	<p>(自令和2年6月6日 至令和2年7月6日)</p>
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,996,892円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(815,433,393円)及び分配準備積立金(131,890,866円)より分配対象収益は959,321,151円(1万口当たり3,421.26円)であり、うち9,813,988円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,030,133円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(752,028,473円)及び分配準備積立金(129,153,745円)より分配対象収益は888,212,351円(1万口当たり3,455.41円)であり、うち5,140,986円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(自令和2年1月7日 至令和2年2月5日)</p>	<p>(自令和2年7月7日 至令和2年8月5日)</p>
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,477,747円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(797,924,363円)及び分配準備積立金(130,586,959円)より分配対象収益は939,989,069円(1万口当たり3,428.14円)であり、うち9,596,909円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,338,644円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(734,242,065円)及び分配準備積立金(127,553,205円)より分配対象収益は868,133,914円(1万口当たり3,460.69円)であり、うち5,017,108円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(自令和2年2月6日 至令和2年3月5日)</p>	<p>(自令和2年8月6日 至令和2年9月7日)</p>
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,361,322円)、費用控</p>	<p>算期間末における費用控除後の配当等収益(6,015,835円)、費用控</p>

<p>除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（786,035,881円）及び分配準備積立金（129,710,841円）より分配対象収益は927,108,044円（1万口当たり3,435.34円）であり、うち9,445,578円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年3月6日 至令和2年4月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,353,121円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（781,824,185円）及び分配準備積立金（129,312,461円）より分配対象収益は922,489,767円（1万口当たり3,442.81円）であり、うち9,378,132円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p>	<p>後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（718,502,892円）及び分配準備積立金（125,866,684円）より分配対象収益は850,385,411円（1万口当たり3,465.20円）であり、うち4,908,139円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年9月8日 至令和2年10月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,435,466円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（704,957,371円）及び分配準備積立金（124,317,227円）より分配対象収益は834,710,064円（1万口当たり3,467.79円）であり、うち4,814,070円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
---	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指	同左

	示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△215, 255, 917	△54, 384, 697
親投資信託受益証券	△106	—
合計	△215, 256, 023	△54, 384, 697

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2626円 (2,626円)	0.3337円 (3,337円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月5日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソ ブリン ファンド クラス (AUD)	247,203	792,533,363	
投資信託受益証券 合計		247,203	792,533,363	
親投資信託受益証券	D I AMマネーマザーファン ド	530,000	534,452	
親投資信託受益証券 合計		530,000	534,452	
合計			793,067,815	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜南アフリカランドコース＞の令和2年4月7日から令和2年10月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜南アフリカランドコース＞の令和2年10月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,903,665	14,143,856
投資信託受益証券	400,564,252	437,003,280
親投資信託受益証券	70,623	70,588
流動資産合計	423,538,540	451,217,724
資産合計	423,538,540	451,217,724
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,073,105	3,727,799
未払解約金	2,064,762	19,417
未払受託者報酬	14,149	11,729
未払委託者報酬	481,307	399,019
その他未払費用	1,268	1,044
流動負債合計	9,634,591	4,159,008
負債合計	9,634,591	4,159,008
純資産の部		
元本等		
元本	2,829,242,178	2,485,199,576
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△2,415,338,229	△2,038,140,860
(分配準備積立金)	51,041,038	50,282,283
元本等合計	413,903,949	447,058,716
純資産合計	413,903,949	447,058,716
負債純資産合計	423,538,540	451,217,724

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
営業収益		
受取配当金	61,897,240	36,554,709
有価証券売買等損益	△194,188,702	85,647,293
営業収益合計	△132,291,462	122,202,002
営業費用		
支払利息	4,587	3,698
受託者報酬	102,103	77,587
委託者報酬	3,472,791	2,639,582
その他費用	9,392	6,928
営業費用合計	3,588,873	2,727,795
営業利益又は営業損失（△）	△135,880,335	119,474,207
経常利益又は経常損失（△）	△135,880,335	119,474,207
当期純利益又は当期純損失（△）	△135,880,335	119,474,207
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,011,485	1,217,937
期首剰余金又は期首次損金（△）	△2,386,637,040	△2,415,338,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	333,816,552	471,827,334
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	333,816,552	471,827,334
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	185,816,274	188,704,949
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	185,816,274	188,704,949
分配金	43,832,617	24,181,286
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,415,338,229	△2,038,140,860

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を令和2年4月6日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 期首元本額	3,019,074,956円	2,829,242,178円
期中追加設定元本額	235,008,885円	225,904,395円
期中一部解約元本額	424,841,663円	569,946,997円
2. 受益権の総数	2,829,242,178口	2,485,199,576口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,415,338,229円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,038,140,860円あります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年10月8日 至令和1年11月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,764,547円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (293,264,039円) 及び分配準備積立金 (41,654,787円) より分配対象収益は344,683,373円 (1万口当たり1,146.95円) であ	(自令和2年4月7日 至令和2年5月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,035,419円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (284,812,653円) 及び分配準備積立金 (49,921,111円) より分配対象収益は341,769,183円 (1万口当たり1,190.58円) であ

<p>り、うち7,512,998円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和1年11月6日 至令和1年12月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,125,128円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（291,263,468円）及び分配準備積立金（42,821,965円）より分配対象収益は344,210,561円（1万口当たり1,156.02円）であり、うち7,443,844円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>	<p>り、うち4,305,912円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年5月8日 至令和2年6月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,147,933円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（280,426,853円）及び分配準備積立金（50,577,603円）より分配対象収益は338,152,389円（1万口当たり1,201.27円）であり、うち4,222,434円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和1年12月6日 至令和2年1月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,948,746円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（286,577,918円）及び分配準備積立金（44,382,227円）より分配対象収益は340,908,891円（1万口当たり1,165.03円）であり、うち7,315,452円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年6月6日 至令和2年7月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,559,628円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（270,915,460円）及び分配準備積立金（51,368,713円）より分配対象収益は328,843,801円（1万口当たり1,210.42円）であり、うち4,075,132円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和2年1月7日 至令和2年2月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,621,050円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（285,847,806円）及び分配準備積立金（46,088,618円）より分配対象収益は341,557,474円（1万口当たり1,173.29円）であり、うち7,277,759円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年7月7日 至令和2年8月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,469,300円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（263,289,786円）及び分配準備積立金（52,074,258円）より分配対象収益は319,833,344円（1万口当たり1,212.37円）であり、うち3,957,101円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和2年2月6日 至令和2年3月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,653,584円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（283,424,261円）</p>	<p>（自令和2年8月6日 至令和2年9月7日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,765,182円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（259,358,971円）</p>

<p>及び分配準備積立金（47,730,575円）より分配対象収益は340,808,420円（1万口当たり1,181.80円）であり、うち7,209,459円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年3月6日 至令和2年4月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,595,310円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（278,816,920円）及び分配準備積立金（48,518,833円）より分配対象収益は336,931,063円（1万口当たり1,190.88円）であり、うち7,073,105円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>	<p>及び分配準備積立金（51,402,983円）より分配対象収益は315,527,136円（1万口当たり1,215.77円）であり、うち3,892,908円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年9月8日 至令和2年10月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,344,236円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（248,752,265円）及び分配準備積立金（49,665,846円）より分配対象収益は302,762,347円（1万口当たり1,218.26円）であり、うち3,727,799円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
--	---

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理体制	同左

	況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
--	---------------------------------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	△184,844,558	△19,769,196
親投資信託受益証券	△14	—
合計	△184,844,572	△19,769,196

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.1463円 (1,463円)	0.1799円 (1,799円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月5日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソ ブリン ファンド クラス (Z A R)	260,121	437,003,280	
投資信託受益証券 合計		260,121	437,003,280	
親投資信託受益証券	D I AMマネーマザーファン ド	70,000	70,588	
親投資信託受益証券 合計		70,000	70,588	
合計			437,073,868	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞の令和2年4月7日から令和2年10月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞の令和2年10月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	349,665,945	166,273,192
投資信託受益証券	5,154,322,162	4,786,824,834
親投資信託受益証券	10,623,717	10,618,452
流動資産合計	5,514,611,824	4,963,716,478
資産合計	5,514,611,824	4,963,716,478
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	114,742,057	64,769,683
未払解約金	5,525,046	7,779,539
未払受託者報酬	176,117	134,686
未払委託者報酬	5,988,223	4,579,490
その他未払費用	15,896	12,130
流動負債合計	126,447,339	77,275,528
負債合計	126,447,339	77,275,528
純資産の部		
元本等		
元本	45,896,823,129	43,179,789,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△40,508,658,644	△38,293,348,259
(分配準備積立金)	3,638,646,590	3,658,096,469
元本等合計	5,388,164,485	4,886,440,950
純資産合計	5,388,164,485	4,886,440,950
負債純資産合計	5,514,611,824	4,963,716,478

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
営業収益		
受取配当金	1,431,115,357	789,075,454
有価証券売買等損益	△3,571,382,618	△510,675,493
営業収益合計	△2,140,267,261	278,399,961
営業費用		
支払利息	61,393	44,061
受託者報酬	1,336,366	915,596
委託者報酬	45,437,986	31,131,468
その他費用	123,993	82,611
営業費用合計	46,959,738	32,173,736
営業利益又は営業損失（△）	△2,187,226,999	246,226,225
経常利益又は経常損失（△）	△2,187,226,999	246,226,225
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,187,226,999	246,226,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△32,710,510	438,611
期首剰余金又は期首次損金（△）	△41,178,398,947	△40,508,658,644
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,452,981,293	3,600,007,508
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,452,981,293	3,600,007,508
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,914,606,307	1,229,688,819
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,914,606,307	1,229,688,819
分配金	714,118,194	400,795,918
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△40,508,658,644	△38,293,348,259

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を令和2年4月6日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 期首元本額	50,202,707,687円	45,896,823,129円
期中追加設定元本額	2,305,229,301円	1,403,076,043円
期中一部解約元本額	6,611,113,859円	4,120,109,963円
2. 受益権の総数	45,896,823,129口	43,179,789,209口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は40,508,658,644円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は38,293,348,259円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年10月8日 至令和1年11月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（234,716,405円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,946,540,291円）及び分配準備積立金（3,398,383,206円）より分配対象収益は9,579,639,902円（1万口当たり）	(自令和2年4月7日 至令和2年5月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（169,932,220円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,639,498,460円）及び分配準備積立金（3,604,285,499円）より分配対象収益は9,413,716,179円（1万口当たり）

1,920.42円) であり、うち 124,707,240円 (1万口当たり25円) を分配金額としております。	2,051.91円) であり、うち 68,816,597円 (1万口当たり15円) を 分配金額としております。
(自令和1年11月6日 至令和1年12月 5日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (231,300,830円) 、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益 (0円) 、信託約款に規 定される収益調整金 (5,851,854,972 円) 及び分配準備積立金 (3,403,577,526円) より分配対象収 益は9,486,733,328円 (1万口当たり 1,942.86円) であり、うち 122,071,551円 (1万口当たり25円) を分配金額としております。	(自令和2年5月8日 至令和2年6月5 日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (177,473,548円) 、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益 (0円) 、信託約款に規 定される収益調整金 (5,646,538,405 円) 及び分配準備積立金 (3,649,842,421円) より分配対象収 益は9,473,854,374円 (1万口当たり 2,075.95円) であり、うち 68,454,323円 (1万口当たり15円) を 分配金額としております。
(自令和1年12月6日 至令和2年1月6 日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (225,997,673円) 、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益 (0円) 、信託約款に規 定される収益調整金 (5,717,074,875 円) 及び分配準備積立金 (3,390,423,378円) より分配対象収 益は9,333,495,926円 (1万口当たり 1,965.60円) であり、うち 118,710,149円 (1万口当たり25円) を分配金額としております。	(自令和2年6月6日 至令和2年7月6 日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (171,996,803円) 、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益 (0円) 、信託約款に規 定される収益調整金 (5,552,813,645 円) 及び分配準備積立金 (3,677,332,915円) より分配対象収 益は9,402,143,363円 (1万口当たり 2,099.36円) であり、うち 67,178,535円 (1万口当たり15円) を 分配金額としております。
(自令和2年1月7日 至令和2年2月5 日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (230,100,301円) 、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益 (0円) 、信託約款に規 定される収益調整金 (5,706,463,958 円) 及び分配準備積立金 (3,459,017,251円) より分配対象収 益は9,395,581,510円 (1万口当たり 1,989.40円) であり、うち 118,069,997円 (1万口当たり25円) を分配金額としております。	(自令和2年7月7日 至令和2年8月5 日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (81,594,082円) 、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益 (0円) 、信託約款に規 定される収益調整金 (5,481,704,587 円) 及び分配準備積立金 (3,712,381,926円) より分配対象収 益は9,275,680,595円 (1万口当たり 2,102.88円) であり、うち 66,164,022円 (1万口当たり15円) を 分配金額としております。
(自令和2年2月6日 至令和2年3月5 日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (228,706,413円) 、費用控	(自令和2年8月6日 至令和2年9月7 日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益 (79,654,716円) 、費用控

<p>除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,623,272,968円）及び分配準備積立金（3,477,910,129円）より分配対象収益は9,329,889,510円（1万口当たり2,013.92円）であり、うち115,817,200円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年3月6日 至令和2年4月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（233,450,208円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,608,885,108円）及び分配準備積立金（3,519,938,439円）より分配対象収益は9,362,273,755円（1万口当たり2,039.85円）であり、うち114,742,057円（1万口当たり25円）を分配金額としております。</p>	<p>除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,430,242,925円）及び分配準備積立金（3,674,743,736円）より分配対象収益は9,184,641,377円（1万口当たり2,106.15円）であり、うち65,412,758円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年9月8日 至令和2年10月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（79,766,051円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,386,509,915円）及び分配準備積立金（3,643,100,101円）より分配対象収益は9,109,376,067円（1万口当たり2,109.63円）であり、うち64,769,683円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
--	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指	同左

	示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△2, 151, 070, 449	△684, 840, 721
親投資信託受益証券	△2, 106	—
合計	△2, 151, 072, 555	△684, 840, 721

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.1174円 (1,174円)	0.1132円 (1,132円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月5日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソ ブリン ファンド クラス (B R L)	7,060,213	4,786,824,834	
投資信託受益証券 合計		7,060,213	4,786,824,834	
親投資信託受益証券	D I AMマネーマザーファン ド	10,530,000	10,618,452	
親投資信託受益証券 合計		10,530,000	10,618,452	
合計			4,797,443,286	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和2年11月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜中国元コース＞の令和2年4月7日から令和2年10月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ＜中国元コース＞の令和2年10月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,262,544	3,667,315
投資信託受益証券	41,991,430	48,055,098
親投資信託受益証券	151,048	150,973
流動資産合計	44,405,022	51,873,386
資産合計	44,405,022	51,873,386
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	329,265	344,356
未払解約金	42,071	58,163
未払受託者報酬	1,335	1,318
未払委託者報酬	45,592	44,952
その他未払費用	102	112
流動負債合計	418,365	448,901
負債合計	418,365	448,901
純資産の部		
元本等		
元本	54,877,584	57,392,833
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△10,890,927	△5,968,348
(分配準備積立金)	286,575	187,889
元本等合計	43,986,657	51,424,485
純資産合計	43,986,657	51,424,485
負債純資産合計	44,405,022	51,873,386

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
営業収益		
受取配当金	2,565,602	2,114,602
有価証券売買等損益	△4,035,226	5,513,433
営業収益合計	△1,469,624	7,628,035
営業費用		
支払利息	668	622
受託者報酬	10,306	8,166
委託者報酬	351,867	278,817
その他費用	871	678
営業費用合計	363,712	288,283
営業利益又は営業損失 (△)	△1,833,336	7,339,752
経常利益又は経常損失 (△)	△1,833,336	7,339,752
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,833,336	7,339,752
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	213,238	66,823
期首剰余金又は期首次損金 (△)	△9,298,944	△10,890,927
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,345,297	507,080
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,345,297	507,080
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	475,462	811,168
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	475,462	811,168
分配金	2,415,244	2,046,262
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10,890,927	△5,968,348

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を令和2年4月6日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 期首元本額	87,663,200円	54,877,584円
期中追加設定元本額	6,205,713円	6,284,720円
期中一部解約元本額	38,991,329円	3,769,471円
2. 受益権の総数	54,877,584口	57,392,833口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,890,927円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,968,348円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 分配金の計算過程	(自令和1年10月8日 至令和1年11月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（494,881円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（35,552,616円）及び分配準備積立金（572,873円）により分配対象収益は36,620,370円（1万口当たり4,453.90円）であり、うち	(自令和2年4月7日 至令和2年5月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（322,550円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（23,952,361円）及び分配準備積立金（285,134円）により分配対象収益は24,560,045円（1万口当たり4,441.86円）であり、うち

493,324円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	331,753円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
<p>（自令和1年11月6日 至令和1年12月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（439,813円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（34,919,725円）及び分配準備積立金（558,733円）より分配対象収益は35,918,271円（1万口当たり4,448.51円）であり、うち484,452円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年5月8日 至令和2年6月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（353,017円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（24,528,220円）及び分配準備積立金（272,152円）より分配対象収益は25,153,389円（1万口当たり4,444.53円）であり、うち339,564円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和1年12月6日 至令和2年1月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（402,378円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,956,465円）及び分配準備積立金（407,725円）より分配対象収益は28,766,568円（1万口当たり4,450.93円）であり、うち387,782円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年6月6日 至令和2年7月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（308,052円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（25,209,310円）及び分配準備積立金（284,409円）より分配対象収益は25,801,771円（1万口当たり4,437.83円）であり、うち348,843円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和2年1月7日 至令和2年2月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（370,092円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,875,731円）及び分配準備積立金（389,163円）より分配対象収益は27,634,986円（1万口当たり4,451.68円）であり、うち372,465円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>	<p>（自令和2年7月7日 至令和2年8月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（339,557円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（24,549,249円）及び分配準備積立金（234,627円）より分配対象収益は25,123,433円（1万口当たり4,437.99円）であり、うち339,659円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>
<p>（自令和2年2月6日 至令和2年3月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（329,982円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（25,110,731円）及び分配準備積立金（358,087円）よ</p>	<p>（自令和2年8月6日 至令和2年9月7日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（337,252円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（24,728,668円）及び分配準備積立金（233,543円）よ</p>

<p>り分配対象収益は25, 798, 800円（1万口当たり4, 448. 63円）であり、うち347, 956円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年3月6日 至令和2年4月6日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（298, 661円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（23, 767, 989円）及び分配準備積立金（317, 179円）より分配対象収益は24, 383, 829円（1万口当たり4, 443. 31円）であり、うち329, 265円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>	<p>り分配対象収益は25, 299, 463円（1万口当たり4, 437. 36円）であり、うち342, 087円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p> <p>（自令和2年9月8日 至令和2年10月5日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（303, 847円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（24, 895, 373円）及び分配準備積立金（228, 398円）より分配対象収益は25, 427, 618円（1万口当たり4, 430. 45円）であり、うち344, 356円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p>
---	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 令和1年10月8日 至 令和2年4月6日	当期 自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△8,074,830	△1,848,273
親投資信託受益証券	△30	—
合計	△8,074,860	△1,848,273

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 令和2年4月6日現在	当期 令和2年10月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8015円 (8,015円)	0.8960円 (8,960円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月5日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (CNY)	5,008	48,055,098	
投資信託受益証券 合計		5,008	48,055,098	
親投資信託受益証券	D IAMマネーマザーファンド	149,716	150,973	
親投資信託受益証券 合計		149,716	150,973	
合計			48,206,071	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>」、「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>」、「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>」、「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>」、「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>」、「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>」は、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (JPY)」投資信託証券、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (USD)」投資信託証券、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (AUD)」投資信託証券、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (ZAR)」投資信託証券、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (BRL)」投資信託証券、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (CNY)」投資信託証券及び「D IAMマネーマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべてこれらの証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

D I AMマネーマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

令和2年10月5日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	395,948,580
国債証券	200,374,000
地方債証券	15,087,450
特殊債券	467,362,990
未収利息	1,101,533
前払費用	16,438
流動資産合計	1,079,890,991
資産合計	1,079,890,991
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	1,070,911,088
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,979,903
元本等合計	1,079,890,991
純資産合計	1,079,890,991
負債純資産合計	1,079,890,991

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年10月5日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,129,674,818円
同期中追加設定元本額	713,862円
同期中一部解約元本額	59,477,592円
元本の内訳	
ファンド名	
クルーズコントロール	990,000,991円
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>	870,000円
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>	530,000円
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>	70,000円
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>	10,530,000円
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>	149,716円
ネット証券専用ファンドシリーズ 新興市場日本株 レアル型	103,986円
D IAM グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド・通貨選択シリーズ 資源国通貨バスケットコース	4,486,988円
D IAM グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド・通貨選択シリーズ ブラジルレアルコース	4,586,699円
D IAM グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド・通貨選択シリーズ 円コース	997,109円
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>	5,972円
U.S.ストラテジック・インカム・ファンド Aコース (為替ヘッジあり)	993,740円
U.S.ストラテジック・インカム・ファンド Bコース (為替ヘッジなし)	1,987,479円
D IAM-ジャ纳斯 グローバル債券コアプラス・ファンド<DC年金>	9,935円
みずほジャパン・アクティブ・ストラテジー (通貨選択型) 円コース	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ストラテジー (通貨選択型) 米ドルコース	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ストラテジー (通貨選択型) 豪ドルコース	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ストラテジー (通貨選択型) メキシコペソコース	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ストラテジー (通貨選択型) トルコリラコース	9,925円

みずほジャパン・アクティブ・ストラテジー（通貨選択型）ブラジルレアルコース	9,925円
U.S.ストラテジック・インカム・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり	9,924円
U.S.ストラテジック・インカム・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジなし	9,924円
マシューズ・アジア株式ファンド	29,641,137円
One世界分散セレクト（Aコース）	99,040円
One世界分散セレクト（Bコース）	99,040円
One世界分散セレクト（Cコース）	99,040円
世界8資産リスク分散バランスファンド（目標払出し型）	99,109円
モルガン・スタンレーU.S.ハイイールド債券ファンド（毎月決算型） (為替ヘッジあり)	188,380円
モルガン・スタンレーU.S.ハイイールド債券ファンド（毎月決算型） (為替ヘッジなし)	109,063円
モルガン・スタンレーU.S.ハイイールド債券ファンド（年1回決算型） (為替ヘッジあり)	297,442円
モルガン・スタンレーU.S.ハイイールド債券ファンド（年1回決算型） (為替ヘッジなし)	118,977円
リスクコントロール型E.T.F.分散投資ファンド（適格機関投資家限定） 計	24,757,847円 1,070,911,088円
2. 受益権の総数	1,070,911,088口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年4月7日 至 令和2年10月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年10月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年10月5日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	△116,000
地方債証券	△94,050
特殊債券	△2,229,620
合計	△2,439,670

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年10月5日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0084円 (10,084円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年10月5日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	402回 利付国庫債券(2年)	200,000,000	200,374,000	
国債証券 合計		200,000,000	200,374,000	

地方債証券	474回 名古屋市公募公債 10年	15,000,000	15,087,450	
地方債証券 合計		15,000,000	15,087,450	
特殊債券	9回 政保日本高速道路保 有・債務返済機構	200,000,000	201,822,000	
	133回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	5,000,000	5,037,850	
	137回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	4,000,000	4,036,240	
	147回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	100,000,000	101,104,000	
	27回 政保地方公共団体金 融機構債券	154,000,000	155,362,900	
特殊債券 合計		463,000,000	467,362,990	
合計			682,824,440	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ケイマン エマージング ソブリン ファンド」は、「D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」が投資対象とする外国投資信託です。

※ケイマン エマージング ソブリン ファンドはケイマン籍外国投資信託です。2019年12月31日に会計期間が終了し、現地の公認会計士による財務諸表監査を受けて完了しています。以下の「純資産計算書」、「発行済受益権口数変動計算書」、「統計情報」及び「投資有価証券明細書」は、2019年12月31日現在の財務諸表の原文の翻訳を抜粋したものであり、正確性を保証するものではありません。

純資産計算書
2019年12月31日現在

日本円

資産の部

投資有価証券公正価値 (取得原価：10,338,298,235円)	10,842,101,867
現預金	868,748,557
未収利息	148,584,768
為替先渡契約による未実現利益	540,152,907
資産合計	12,399,588,099

負債の部

為替先渡契約による未実現損失	20,878,845
証券会社に対する債務	312,132,831
未払投資運用報酬	12,779,428
未払管理事務及び保管報酬	3,171,708
未払監査報酬	4,031,745
未払設立費	1,944,251
未払受託報酬	394,647
その他未払金	81,708
負債合計	355,415,163

純資産合計

12,044,172,936

発行済受益権口数変動計算書
2019年12月期 (2019年12月31日終了)

	2019年1月1日現在 受益権口数	発行受益権口数	償還受益権口数	2019年12月31日現在 受益権口数
クラス AUD	293, 027. 49	12, 656. 89	(32, 300. 00)	273, 384. 38
クラス BRL	6, 905, 994. 10	421, 937. 46	(747, 200. 00)	6, 580, 731. 56
クラス CNY	9, 623. 54	1, 059. 87	(5, 250. 00)	5, 433. 41
クラス JPY	361, 223. 88	9, 369. 95	(49, 800. 00)	320, 793. 83
クラス USD	24, 978. 51	1, 932. 94	(1, 500. 00)	25, 411. 45
クラス ZAR	297, 368. 09	33, 975. 59	(41, 900. 00)	289, 443. 68

統計情報

	2019年12月31日	2018年12月31日	2017年12月31日
クラス AUD (日本円)			
発行済受益権口数	273, 384. 38	293, 027. 49	292, 844. 70
一口当たり純資産価額	3, 543	3, 736	5, 580
クラス BRL (日本円)			
発行済受益権口数	6, 580, 731. 56	6, 905, 994. 10	6, 873, 919. 41
一口当たり純資産価額	1, 235	1, 519	2, 658
クラス CNY (日本円)			
発行済受益権口数	5, 433. 41	9, 623. 54	9, 944. 28
一口当たり純資産価額	9, 970	9, 668	12, 391
クラス JPY (日本円)			
発行済受益権口数	320, 793. 83	361, 223. 88	453, 150. 43
一口当たり純資産価額	6, 252	6, 058	7, 270
クラス USD (日本円)			
発行済受益権口数	25, 411. 45	24, 978. 51	28, 632. 94
一口当たり純資産価額	9, 609	9, 183	11, 197
クラス ZAR (日本円)			
発行済受益権口数	289, 443. 68	297, 368. 03	292, 965. 09
一口当たり純資産価額	2, 259	2, 259	3, 505

投資有価証券明細書
2019年12月31日現在
(日本円)

口数	銘柄	通貨	取得原価	公正価値	対純資産
			日本円	日本円	%
社債					
910,000	BANCO NACIONAL 4.38% 10/14/25	USD	109,056,488	105,112,334	0.87%
500,000	CORP FINANCIERA 4.750% 07/15/25 REGS	USD	59,784,914	59,519,917	0.49%
1,300,000	ESKOM HOLDINGS 6.350% 08/10/28 REGS	USD	144,136,784	151,820,977	1.26%
800,000	FONDO MIVIVIE SA 3.500% 01/31/23 REGS	USD	89,823,401	89,037,678	0.74%
1,000,000	INDONESIA ASAHDN 6.757% 11/15/48 REGS	USD	110,617,092	140,307,749	1.16%
1,200,000	INDONESIA ASAHDN 5.710% 11/15/23 REGS	USD	134,290,032	144,023,785	1.20%
500,000	KAZMUNAYGAS NAT 5.750% 04/19/47 REGS	USD	62,050,082	65,038,995	0.54%
350,000	PERUSAHAAN LISTR 4.875% 07/17/49 REGS	USD	37,511,456	41,302,995	0.34%
1,500,000	PETROLEOS DEL PE 5.625% 06/19/47 REGS	USD	168,566,348	190,068,068	1.58%
1,400,000	TC ZIRAA BANKAS 5.125% 05/03/22 REGS	USD	154,403,026	151,802,536	1.26%
1,850,000	TC ZIRAA BANKAS 4.750% 04/29/21 REGS	USD	202,331,177	202,490,000	1.68%
300,000	TURK EXIMBANK 5.00% 09/23/21	USD	36,020,368	33,152,055	0.29%
社債合計			1,308,591,168	1,373,677,089	11.41%
ソブリン債					
200,000	ABU DHABI GOVT 3.125% 09/30/49 REGS	USD	20,987,620	21,232,292	0.18%
200,000	ABU DHABI GOVT 4.125% 10/11/47 REGS	USD	21,242,727	25,332,259	0.21%
600,000	ARGENTINA 7.125% 06/28/17 WI	USD	70,149,945	33,020,575	0.27%
1,300,000	ARGENTINA 7.500% 04/22/26 WI	USD	120,421,100	73,863,260	0.61%
1,500,000	ARGENTINA 7.625% 04/22/46 WI	USD	185,708,420	82,469,935	0.68%
3,800,000	ARGENTINA 5.625% 01/26/22	USD	406,215,058	214,860,759	1.78%
2,000,000	BRAZIL REP OF 4.625% 01/13/28	USD	212,184,699	233,803,505	1.94%
4,554,000	BRAZIL REP OF 5.00% 01/27/45	USD	482,891,372	515,784,571	4.28%
1,000,000	BRAZIL REP OF 4.25% 01/07/25	USD	114,867,571	115,787,885	0.96%
305,000	BRAZIL REP OF 5.63% 01/07/41	USD	28,954,451	37,235,523	0.31%
300,000	COLOMBIA REP OF 5.200% 05/15/49	USD	32,735,149	39,347,288	0.33%
1,350,000	COLOMBIA REP OF 3.875% 04/25/27	USD	149,624,727	155,557,823	1.29%
3,200,000	COLOMBIA REP OF 5.000% 06/15/45	USD	365,805,701	405,099,157	3.36%
500,000	COSTA RICA GOVT 4.250% 01/26/23 REGS	USD	51,286,177	54,765,062	0.45%
800,000	CROATIA 5.50% 04/04/23	USD	95,334,063	96,011,249	0.80%
500,000	DOMINICAN REPUBL 5.500% 01/27/25 REGS	USD	58,189,841	58,636,974	0.49%
2,970,000	HUNGARY 5.75% 11/22/23	USD	313,918,150	364,439,827	3.03%
1,500,000	INDONESIA 5.25% 01/17/42	USD	143,620,295	196,704,817	1.63%
3,500,000	INDONESIA (REP) 6.63% 02/17/37 REGS	USD	309,468,844	517,125,810	4.29%
2,000,000	INDONESIA (REP) 4.750% 07/18/47 REGS	USD	228,235,813	250,840,788	2.08%
700,000	PANAMA 3.870% 07/23/60	USD	75,623,841	82,040,416	0.68%
500,000	PANAMA 4.500% 05/15/47	USD	58,396,420	64,763,788	0.54%
480,000	PANAMA 3.750% 03/16/25	USD	53,565,166	55,573,751	0.46%
600,000	PANAMA 4.30% 04/29/53	USD	53,956,415	76,021,294	0.63%
180,000	PANAMA 6.70% 1/26/36	USD	24,562,288	27,476,677	0.23%
710,000	PHILIPPINES (REP) 3.750% 01/14/29	USD	76,916,608	85,243,701	0.71%

投資有価証券明細書
2019年12月31日現在 (続き)
(日本円)

口数	銘柄	通貨	取得原価 日本円	公正価値 日本円	対純資産 %
ソブリン債 (続き)					
800,000	PHILIPPINES (REP) 3.700% 02/02/42	USD	86,997,500	98,463,192	0.82%
1,793,000	PHILIPPINES (REP) 3.700% 03/01/41	USD	203,756,529	221,306,277	1.84%
200,000	QATAR STATE OF 4.817% 03/14/49 REGS	USD	22,334,000	26,959,897	0.22%
400,000	REP OF NIGERIA 7.875% 02/16/32 REGS	USD	44,453,926	45,230,845	0.38%
2,786,000	REP OF PHILIPPINES 6.375% 10/23/2034	USD	297,252,491	430,843,136	3.58%
400,000	REP OF SRI LANKA 6.250% 07/27/21 REGS	USD	44,665,614	44,250,424	0.37%
6,168,967	REPUBLIC OF ARGENTIN 8.28% 12/31/2033	USD	723,647,887	416,126,682	3.46%
200,000	REPUBLIC OF PER 8.75% 11/21/33	USD	21,038,335	35,814,328	0.30%
600,000	RUSSIA 4.88% 09/16/23	USD	66,211,363	71,192,108	0.59%
1,005,000	RUSSIA FOREIGN BOND 7.5% 03/31/2030	USD	124,757,752	124,476,025	1.03%
6,000,000	RUSSIA-EUROBOND 5.63% 04/04/42	USD	702,742,187	854,631,955	7.10%
200,000	SENEGAL REP OF 6.250% 07/30/24 REGS	USD	23,862,721	24,121,197	0.20%
200,000	SENEGAL REP OF 6.250% 05/23/33	USD	20,714,383	22,917,199	0.19%
910,000	SOUTH AFRICA 5.750% 09/30/49	USD	97,806,800	96,504,975	0.80%
700,000	SOUTH AFRICA 5.375% 07/24/44	USD	70,698,770	72,720,823	0.60%
700,000	TURKEY REP OF 6.350% 08/10/24	USD	75,262,659	79,659,381	0.66%
1,200,000	TURKEY REP OF 6.125% 10/24/28	USD	118,220,323	132,333,458	1.10%
630,000	TURKEY REP OF 5.750% 05/11/47	USD	57,189,574	60,835,764	0.51%
510,000	TURKEY REP OF 6.000% 03/25/27	USD	59,001,091	56,300,300	0.47%
4,000,000	TURKEY REP OF 4.25% 04/14/26	USD	392,750,849	406,583,589	3.38%
1,000,000	TURKEY REP OF 5.75% 03/22/24	USD	109,321,515	111,380,990	0.92%
3,000,000	TURKEY REP OF 4.88% 04/16/43	USD	241,476,780	269,610,270	2.24%
1,000,000	TURKEY REP OF 6.875% 3/17/36	USD	102,896,854	112,423,679	0.93%
3,800,000	UKRAINE GOVT 9.750% 11/01/28 REGS	USD	401,633,928	503,226,319	4.18%
500,000	UKRAINE GOVT 8.994% 02/01/24 REGS	USD	54,929,085	61,330,088	0.51%
1,000,000	UKRAINE GOVT 7.375% 09/25/32	USD	105,053,598	116,191,811	0.96%
1,000,000	UNITED MEXICAN 3.750% 01/11/28	USD	105,902,922	113,098,302	0.94%
5,000,000	UNITED MEXICAN 4.60% 01/23/46	USD	564,161,278	591,401,157	4.91%
3,200,000	UNITED MEXICAN 4.75% 03/08/44	USD	336,103,892	385,451,621	3.20%
ソブリン債合計			9,029,707,067	9,468,424,778	78.61%
投資金額合計			10,338,298,235	10,842,101,867	90.02%

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

令和2年10月30日現在

I 資産総額	1,827,332,362円
II 負債総額	10,834,739円
III 純資産総額 (I - II)	1,816,497,623円
IV 発行済数量	3,300,597,444口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.5504円

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

令和2年10月30日現在

I 資産総額	106,649,618円
II 負債総額	85,723円
III 純資産総額 (I - II)	106,563,895円
IV 発行済数量	128,674,714口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8282円

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

令和2年10月30日現在

I 資産総額	786,545,561円
II 負債総額	51,145,502円
III 純資産総額 (I - II)	735,400,059円
IV 発行済数量	2,266,841,982口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.3244円

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

令和2年10月30日現在

I 資産総額	437,864,912円
II 負債総額	969,497円
III 純資産総額 (I - II)	436,895,415円
IV 発行済数量	2,432,912,765口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.1796円

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

令和2年10月30日現在

I 資産総額	4,754,357,012円
II 負債総額	15,238,145円
III 純資産総額 (I - II)	4,739,118,867円
IV 発行済数量	42,836,035,540口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.1106円

D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

令和2年10月30日現在

I 資産総額	51,934,829円
II 負債総額	146,846円
III 純資産総額 (I - II)	51,787,983円
IV 発行済数量	57,707,743口

(参考)

D IAMマネーマザーファンド

令和2年10月30日現在

I 資産総額	1,079,803,769円
II 負債総額	0円
III 純資産総額 (I - II)	1,079,803,769円
IV 発行済数量	1,070,911,088口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0083円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年10月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2020年10月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年10月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 349, 996, 407, 143
追加型株式投資信託	852	13, 896, 345, 858, 304
単位型公社債投資信託	35	77, 756, 605, 656
単位型株式投資信託	193	1, 262, 956, 120, 495
合計	1, 106	16, 587, 054, 991, 598

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第36期中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメント0ne株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント0ne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメント0ne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,461,316	1,278,455
器具備品	※1 1,096,916	※1 1,006,793
建設仮勘定	364,399	※1 270,768
無形固定資産	—	894
ソフトウエア	2,411,540	3,524,781
ソフトウエア仮勘定	885,545	3,299,065
電話加入権	1,522,040	221,784
電信電話専用施設利用権	3,931	3,931
投資その他の資産	23	—
投資有価証券	9,269,808	9,482,127
関係会社株式	1,611,931	261,361
長期差入保証金	4,499,196	5,299,196
練延税金資産	1,312,328	1,302,402
その他	1,748,459	2,508,004
固定資産計	97,892	111,162
資産合計	13,142,665	14,285,364
	90,339,861	95,566,859

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	△7
評価・換算差額等計	846,755	△7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	営業収益	営業費用	営業収益計	営業費用計
営業収益				
委託者報酬	84,812,585		84,426,075	
運用受託報酬	16,483,356		16,912,305	
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954	
その他営業収益	113,622		68,156	
			102,645,117	102,615,492
営業費用				
支払手数料	36,100,556		34,980,736	
広告宣伝費	387,028		340,791	
公告費	375		375	
調査費	24,389,003		25,132,268	
調査費	9,956,757		10,586,542	
委託調査費	14,432,246		14,545,725	
委託計算費	936,075		698,723	
営業雑経費	1,254,114		990,002	
通信費	47,007		44,209	
印刷費	978,185		738,330	
協会費	63,558		71,386	
諸会費	22,877		22,790	
支払販売手数料	142,485		113,286	
			63,067,153	62,142,897
一般管理費				
給料	10,859,354		10,817,861	
役員報酬	189,198		174,795	
給料・手当	9,098,957		9,087,800	
賞与	1,571,197		1,555,264	
交際費	60,115		40,436	
寄付金	7,255		8,906	
旅費交通費	361,479		320,037	
租税公課	588,172		651,265	
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503	
退職給付費用	521,184		505,189	
固定資産減価償却費	590,667		882,526	
福利厚生費	45,292		44,352	
修繕費	16,247		1,843	
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328	
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290	
機器リース料	130		233	
事務委託費	3,302,806		3,625,424	
事務用消耗品費	131,074		104,627	
器具備品費	8,112		1,620	
諸経費	188,367		197,094	
			19,585,212	20,119,543
営業利益			19,992,752	20,353,050

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	—		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	—		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	—		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	※1 19,121		※1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		△71,767		△385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余 金の取崩									△6,600,000
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,100,000	△300,000	△200,000	△5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	—	—	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815	
当期変動額						
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000	
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516	
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000	
研究開発 積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000	
運用責任準備 積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000	
繰越利益剰余 金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		—	51,753	51,753	51,753	
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270	
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085	

第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本									株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329		
当期変動額											
剰余金の配当							△11,280,000	△11,280,000	△11,280,000		
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,725,011	3,725,011	3,725,011		
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△846,763	△846,763	△846,763
当期変動額合計	△846,763	△846,763	2,878,247
当期末残高	△7	△7	71,227,333

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229, 897	320, 020
器具備品	927, 688	949, 984

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物	1, 550	-
器具備品	439	9, 609
ソフトウェア	17, 130	6, 475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	-	-	24, 490
A種種類株式	15, 510	-	-	15, 510
合計	40, 000	-	-	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12, 520, 000	313, 000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11, 280, 000	282, 000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,488,684	1,488,684	—
資産計	77,082,582	77,082,582	—
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	—
負債計	4,883,723	4,883,723	—

第35期（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,988	2,988	—
資産計	77,644,787	77,644,787	—
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	—
負債計	4,582,140	4,582,140	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に
よっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
①非上場株式	276,764	259,369
②関係会社株式	4,499,196	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、
時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有
価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができ
ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期 (2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	—	—	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	—

第35期 (2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期（2019年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額276,764千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期（2020年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	—	—	—
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	2,988	3,000	△ 11
小計	2,988	3,000	△ 11
合計	2,988	3,000	△ 11

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394, 222	353, 644	—
投資信託	—	—	—

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1, 298, 377	1, 169, 758	—
投資信託	159, 526	5, 528	1

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	(千円)
退職給付債務の期首残高	2, 154, 607	2, 289, 044	
勤務費用	300, 245	302, 546	
利息費用	1, 918	2, 087	
数理計算上の差異の発生額	△10, 147	18, 448	
退職給付の支払額	△158, 018	△187, 749	
その他	438	△1, 476	
退職給付債務の期末残高	2, 289, 044	2, 422, 901	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2, 289, 044	2, 422, 901	
未積立退職給付債務	2, 289, 044	2, 422, 901	
未認識数理計算上の差異	△150, 568	△130, 155	
未認識過去勤務費用	△243, 317	△173, 798	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 895, 158	2, 118, 947	
退職給付引当金	1, 895, 158	2, 118, 947	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 895, 158	2, 118, 947	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	(千円)
勤務費用	300, 245	302, 546	
利息費用	1, 918	2, 087	
数理計算上の差異の費用処理額	43, 920	38, 861	
過去勤務費用の費用処理額	69, 519	69, 519	
その他	△3, 640	△11, 303	
確定給付制度に係る退職給付費用	411, 963	401, 711	

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
割引率	0. 09%	0. 09%
予想昇給率	1. 00%～4. 42%	1. 00%～4. 42%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104, 720千円、当事業年度103, 477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額 (一括償却資産)	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額 (税法上)	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金	—	3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△321,067	—
繰延税金負債合計	△321,067	—
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してペーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してペーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	一千円	一千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	一千円	一千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

(2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	一千円	一千円
営業利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
経常利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
税引前当期純利益	△9,091,728千円	△9,111,312千円
当期純利益	△7,489,721千円	△7,536,465千円
1株当たり当期純利益	△187,243円04銭	△188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 及び 第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
親会社の子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,793,912	未払手数料	1,112,061
親会社の子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,294,840	未払手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月26日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	丘本 正彦 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	長谷川 敬 印
業務執行社員		

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		27,281,363
金銭の信託		25,870,423
有価証券		996
未収委託者報酬		13,747,204
未収運用受託報酬		3,023,356
未収投資助言報酬		304,673
未収収益		24,940
前払費用		757,672
その他		2,912,168
	流動資産計	73,922,799
固定資産		
有形固定資産		1,199,340
建物	※1	961,771
器具備品	※1	237,569
無形固定資産		3,660,076
ソフトウエア		3,099,921
ソフトウエア仮勘定		556,224
電話加入権		3,931
投資その他の資産		9,943,868
投資有価証券		261,361
関係会社株式		5,299,196
長期差入保証金		1,295,930
繰延税金資産		2,294,343
その他		793,037
	固定資産計	14,803,286
資産合計		88,726,085

(単位：千円)

		第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,297,202
未払金		5,820,782
未払収益分配金		899
未払償還金		19,850
未払手数料		5,549,722
その他未払金		250,310
未払費用		7,902,650
未払法人税等		2,901,506
未払消費税等		824,900
前受収益		20,779
賞与引当金		1,126,713
役員賞与引当金		34,112
	流動負債計	19,928,648
固定負債		
退職給付引当金		2,207,043
時効後支払損引当金		156,886
	固定負債計	2,363,929
	負債合計	22,292,578
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		19,552,957
資本準備金		2,428,478
その他資本剰余金		17,124,479
利益剰余金		44,880,558
利益準備金		123,293
その他利益剰余金		44,757,265
別途積立金		31,680,000
繰越利益剰余金		13,077,265
	株主資本計	66,433,515
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△8
	評価・換算差額等計	△8
	純資産合計	66,433,506
	負債・純資産合計	88,726,085

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	40,520,928	
運用受託報酬	6,813,891	
投資助言報酬	548,146	
その他営業収益	773,786	
	営業収益計	48,656,752
営業費用		
支払手数料	16,685,574	
広告宣伝費	116,359	
調査費	12,452,140	
調査費	4,305,114	
委託調査費	8,147,025	
委託計算費	269,176	
営業雑経費	450,999	
通信費	24,247	
印刷費	314,201	
協会費	20,394	
諸会費	32,852	
支払販売手数料	59,302	
	営業費用計	29,974,250
一般管理費		
給料	4,693,004	
役員報酬	75,939	
給料・手当	4,496,351	
賞与	120,714	
交際費	5,108	
寄付金	6,331	
旅費交通費	20,383	
租税公課	277,754	
不動産賃借料	734,008	
退職給付費用	267,068	
固定資産減価償却費	※1 534,020	
福利厚生費	17,379	
修繕費	511	
賞与引当金繰入額	1,126,713	
役員賞与引当金繰入額	34,112	
機器リース料	139	
事務委託費	1,899,643	
事務用消耗品費	35,787	
器具備品費	265	
諸経費	66,792	
	一般管理費計	9,719,026
営業利益		8,963,474

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業外収益			
受取利息		17,653	
受取配当金		2,356	
時効成立分配金・償還金		176	
時効後支払損引当金戻入額		16,343	
為替差益		8,484	
金銭の信託運用損益		1,367,091	
雑収入		1,361	
	営業外収益計		1,413,467
経常利益			10,376,942
特別損失			
固定資産除却損		0	0
	特別損失計		
税引前中間純利益			10,376,942
法人税、住民税及び事業税			2,957,106
法人税等調整額			213,661
法人税等合計			3,170,767
中間純利益			7,206,174

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090
当中間期変動額							
剰余金の配当							△12,000,000
中間純利益							7,206,174
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△4,793,825
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	13,077,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	49,674,383	71,227,341	△7	△7	71,227,333	
当中間期変動額						
剰余金の配当	△12,000,000	△12,000,000			△12,000,000	
中間純利益	7,206,174	7,206,174			7,206,174	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)		—	△0	△0	△0	
当中間期変動額 合計	△4,793,825	△4,793,825	△0	△0	△4,793,826	
当中間期末残高	44,800,558	66,433,515	△8	△8	66,433,506	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>…</td> <td>6～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>…</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	建物	…	6～18年	器具備品	…	2～20年
建物	…	6～18年					
器具備品	…	2～20年					
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。						

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	… 365,042千円
	器具備品	… 980,577千円

(中間損益計算書関係)

項目	第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
※1. 減価償却実施額	有形固定資産	… 79,115千円
	無形固定資産	… 454,905千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,281,363	27,281,363	—
(2) 金銭の信託	25,870,423	25,870,423	—
(3) 未収委託者報酬	13,747,204	13,747,204	—
(4) 未収運用受託報酬	3,023,356	3,023,356	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,987	2,987	—
資産計	69,925,335	69,925,335	—
(1) 未払手数料	5,549,722	5,549,722	—
負債計	5,549,722	5,549,722	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び (4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	259,369
②関係会社株式	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間末
(2020年9月30日現在)

1. 子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	2,987	3,000	△12
小計	2,987	3,000	△12
合計	2,987	3,000	△12

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 統合当事企業

統合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 統合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年4月1日から2020年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	16.9年

12. 被取得企業に対してパークス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	一千円
固定資産	90,405,440千円
資産合計	90,405,440千円
流動負債	一千円
固定負債	7,722,834千円
負債合計	7,722,834千円
純資産	82,682,605千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額60,979,870千円及び顧客関連資産の金額32,301,694千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	一千円
営業利益	△4,411,813千円
経常利益	△4,411,813千円
税引前中間純利益	△4,411,813千円
中間純利益	△3,644,417千円
1株当たり中間純利益	△91,110円42銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,508,336千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,660,837円67銭
1株当たり中間純利益金額	180,154円36銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
中間純利益金額	7,206,174千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,206,174千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ
<円コース>

約款

アセットマネジメント One 株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（JPY）」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等（*））に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

（*）各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

①主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案し決定します。

②外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

（注）資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④非株式割合については制限を設けません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時（毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。））に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

※初回決算日は平成22年2月5日とします。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、安定分配に加えて委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第 2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

- 第 3条 委託者は、金290,527,758円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを受けます。
- ②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

- 第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年10月29日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

- 第 5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<受益権の分割および再分割>

- 第 6条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については290,527,758口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<当初の受益者>

- 第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

- 第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはございません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込に応じないことができるものとします。

- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託であるケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（JPY）の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜利害関係人等との取引等＞

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜信託業務の委託等＞

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係

人を含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券売却等の指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等、その他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借り入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替え信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

- 第27条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については、信託契約締結日から平成22年2月5日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

- 第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

- 第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分

は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じ

したことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第34条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第35条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

- 第37条 委託者は、信託期間中において、主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなつた場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権総口数が10億口を下回ることとなつた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第38条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第40条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

- 第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜信託期間の延長＞

- 第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜公告＞

- 第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
- <http://www.am-one.co.jp/>
- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜質権口記載又は記録の受益権の取扱い＞

- 第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

- 第49条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年10月29日 (信託契約締結日)

委託者 D IAMアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

1. 約款第12条第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

追加型証券投資信託

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ
<米ドルコース>

約款

アセットマネジメント One 株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (U S D)」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD I AMマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等（*））に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

（*）各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

①主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD I AMマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案し決定します。

②外国投資信託の運用はウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

（注）資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④非株式割合については制限を設けません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時（毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。））に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、前記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第 2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

- 第 3条 委託者は、金2,270,301円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

- 第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年10月29日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

- 第 5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<受益権の分割および再分割>

- 第 6条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については2,270,301口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<当初の受益者>

- 第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

- 第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込に応じないことができるものとします。

- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託であるケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（U.S.D.）の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるDIA MAMAザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜利害関係人等との取引等＞

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜信託業務の委託等＞

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係

人を含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券売却等の指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等、その他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借り入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替え信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

- 第27条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については、信託契約締結日から平成24年10月5日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

- 第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

- 第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分

は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じ

したことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第34条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第35条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

- 第37条 委託者は、信託期間中において、主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなつた場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権総口数が10億口を下回ることとなつた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第38条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第40条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

- 第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜信託期間の延長＞

- 第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜公告＞

- 第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
- <http://www.am-one.co.jp/>
- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜質権口記載又は記録の受益権の取扱い＞

- 第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

- 第49条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成24年7月27日 (信託契約締結日)

委託者 D I AMアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

1. 約款第12条第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- D I AM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>
D I AM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>
D I AM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
D I AM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
D I AM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>
D I AM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

追加型証券投資信託

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ
<豪ドルコース>

約款

アセットマネジメント One 株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (AUD)」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等（*））に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

（*）各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

①主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案し決定します。

②外国投資信託の運用はウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

（注）資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④非株式割合については制限を設けません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時（毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。））に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

※初回決算日は平成22年2月5日とします。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、安定分配に加えて委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第 2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

- 第 3条 委託者は、金177,030,099円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

- 第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年10月29日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

- 第 5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<受益権の分割および再分割>

- 第 6条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については177,030,099口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<当初の受益者>

- 第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込に応じないことができるものとします。

- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託であるケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（AUD）の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜利害関係人等との取引等＞

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜信託業務の委託等＞

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係

人を含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券売却等の指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等、その他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借り入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替え信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

- 第27条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については、信託契約締結日から平成22年2月5日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

- 第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

- 第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分

は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じ

したことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第34条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第35条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

- 第37条 委託者は、信託期間中において、主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなつた場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権総口数が10億口を下回ることとなつた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第38条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第40条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

- 第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜信託期間の延長＞

- 第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜公告＞

- 第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
- <http://www.am-one.co.jp/>
- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜質権口記載又は記録の受益権の取扱い＞

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第49条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年10月29日 (信託契約締結日)

委託者 D IAMアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

1. 約款第12条第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

追加型証券投資信託

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ
<南アフリカランドコース>

約款

アセットマネジメント One 株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (ZAR)」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等（*））に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

（*）各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

①主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案し決定します。

②外国投資信託の運用はウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

（注）資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④非株式割合については制限を設けません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時（毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。））に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

※初回決算日は平成22年2月5日とします。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、安定分配に加えて委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第 2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

- 第 3条 委託者は、金22,950,752円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを受けます。
- ②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

- 第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年10月29日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

- 第 5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<受益権の分割および再分割>

- 第 6条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については22,950,752口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<当初の受益者>

- 第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはございません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込に応じないことができるものとします。

- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託であるケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（ZAR）の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜利害関係人等との取引等＞

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜信託業務の委託等＞

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係

人を含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券売却等の指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等、その他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借り入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替え信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

- 第27条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については、信託契約締結日から平成22年2月5日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

- 第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

- 第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分

は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じ

したことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第34条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第35条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

- 第37条 委託者は、信託期間中において、主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第38条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第40条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

- 第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜信託期間の延長＞

- 第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜公告＞

- 第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
- <http://www.am-one.co.jp/>
- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

- 第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜質権口記載又は記録の受益権の取扱い＞

- 第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

- 第49条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年10月29日 (信託契約締結日)

委託者 D IAMアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

1. 約款第12条第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>
D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

追加型証券投資信託

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ
<ブラジルレアルコース>

約款

アセットマネジメント One 株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（B R L）」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD I AMマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等（*））に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

（*）各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

①主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD I AMマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案し決定します。

②外国投資信託の運用はウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

（注）資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④非株式割合については制限を設けません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時（毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。））に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

※初回決算日は平成22年2月5日とします。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、安定分配に加えて委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D IAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

- 第3条 委託者は、金3,506,406,307円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年10月29日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<受益権の分割および再分割>

- 第6条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については3,506,406,307口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<当初の受益者>

- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込に応じないものとします。

- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託であるケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（B R L）の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるD I AMマネーマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜利害関係人等との取引等＞

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜信託業務の委託等＞

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係

人を含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券売却等の指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等、その他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借り入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えで信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

- 第27条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については、信託契約締結日から平成22年2月5日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

- 第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

- 第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分

は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

録されます。

- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第34条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第35条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

- 第37条 委託者は、信託期間中において、主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなつた場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権総口数が10億口を下回ることとなつた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第38条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第40条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知りれている受益者が議決権を行使しないときは、当該知りれている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜信託期間の延長＞

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜公告＞

第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

〈質権口記載又は記録の受益権の取扱い〉

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

〈信託約款に関する疑義の取扱い〉

第49条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年10月29日 (信託契約締結日)

委託者 D IAMアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

1. 約款第12条第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

追加型証券投資信託

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ
<中国元コース>

約款

アセットマネジメント One 株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス (CNY)」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等（*））に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

（*）各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

①主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案し決定します。

②外国投資信託の運用はウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

（注）資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④非株式割合については制限を設けません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時（毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。））に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

※初回決算日は平成23年2月7日とします。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、安定分配に加えて委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第 2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

第 3条 委託者は、金5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年10月29日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第 5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<受益権の分割および再分割>

第 6条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<当初の受益者>

第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはございません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、委託者が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込に応じないことができるものとします。

- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は、委託者または販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込の代金（第3項および第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託であるケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス（CNY）の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるD IAMマネーマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜利害関係人等との取引等＞

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜信託業務の委託等＞

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係

人を含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券売却等の指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等、その他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借り入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替え信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

- 第27条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については、信託契約締結日から平成23年2月7日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

- 第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

- 第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分

は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じ

したことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第34条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第35条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

- 第37条 委託者は、信託期間中において、主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第38条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第40条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

- 第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

- 第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜信託期間の延長＞

- 第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜公告＞

- 第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜質権口記載又は記録の受益権の取扱い＞

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第49条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年1月25日 (信託契約締結日)

委託者 D IAMアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

1. 約款第12条第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

D IAM 新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>